

事業主と雇用支援者のための

# 障害者雇用促進 ハンドブック 2012

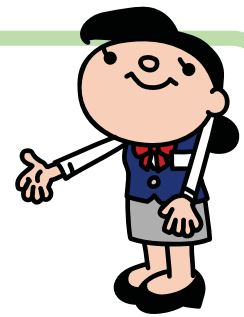
理解・チャレンジ・そして笑顔!

 東京都

# Contents

<b>1 障害者を雇用しようと思ったときは</b> .....	<b>4</b>
<b>2 障害者の雇用状況</b> .....	<b>6</b>
東京都内の民間企業の実雇用率	
東京における障害者数	
<b>3 障害者に関する法律</b> .....	<b>8</b>
障害者雇用促進法	
【参考】法定雇用率が変更になります	
障害者雇用促進法の概要	
障害者自立支援法	
【参考】障害者総合支援法について	
障害者自立支援法と雇用・就労支援	
就労支援に関する新たな事業	
	<b>CHECK</b>
★法定雇用率が変更になります(P8)	
平成25年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります。	
★障害者自立支援法が障害者総合支援法になります(P11)	
平成25年4月1日より、障害者自立支援法は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)となり、来年度以降、順次施行される予定です。	
<b>4 障害者を雇用する際の配慮事項</b> .....	<b>14</b>
障害者雇用における留意事項とポイント	
障害別の特徴と雇用の際の配慮事項	
発達障害について	
在宅勤務について	
在宅就業障害者支援制度	
制度を活用した事例	
～委託訓練・東京ジョブコーチ・職場体験実習～	
障害者の雇用の安定等のための措置等	
賃金・労働時間等の条件	
	<b>NEW</b>
★障害者雇用に関する制度を活用した事例を掲載しました(P20,21)	
「委託訓練」「東京ジョブコーチ」「職場体験実習」についてのご紹介です。	
<b>5 障害者雇用に関する制度等</b> .....	<b>23</b>
障害者雇用に関する制度一覧	
障害者雇用納付金制度	
助成金・制度等	
税制上の優遇措置	
トライアル雇用・各種訓練制度等	
	<b>NEW</b>
★「在宅就業支援団体等活性化助成金」について掲載しました(P29)	
★「オーダーマイド型障害者雇用サポート事業」について掲載しました(P30)	
	<b>CHECK</b>
★「特例子会社等設立促進助成金」の内容が変更されました(P27)	
★「障害者トライアル雇用事業」の内容が変更されました(P34)	
<b>6 障害者の雇用を支援する様々な機関</b> .....	<b>36</b>
障害者の雇用を支援する機関一覧	
職業紹介・情報提供	
就労支援機関	
各種訓練機関等	
<b>7 連絡先一覧</b> .....	<b>53</b>
<b>8 索引</b> .....	<b>63</b>

## 障害者の雇用の促進に向けて



ノーマライゼーションの理念の浸透から障害をもつ人々の社会参加が進み、企業や地域などさまざまな場所で活躍する人も増え、同時に就職を希望する人も多くなっています。

地域のネットワークも拡大しており、ジョブコーチ制度や実習制度、委託訓練といった就労を支援する仕組みも普及してきています。また、企業においても、大企業を中心とした特例子会社の設立が進むなど、障害をもつ人々の働く場は拡大しております。

しかし、このような状況があるものの、障害者が生き生きと働き、生活していくためには事業主やそこで働く人、地域の人々の理解と支援が必要です。

東京都では、企業における障害者雇用を促進し、また、職場定着を図るため、障害者雇用を支援する制度や関係機関などを紹介したハンドブックを作成しています。

特に、表紙のキャッチフレーズ「理解・チャレンジ・そして笑顔」は、事業主の方が障害者雇用や障害者の能力・特性を「理解」し、障害者雇用へ積極的に「チャレンジ」していただくことで、障害をもつ人も、もたない人も共に働く、明るい「笑顔」のある職場が増えていくことへの希望がこめられています。

ぜひ、職場において、このハンドブックを活用し、障害をもつ人々の社会参加や働くことについてご理解いただくとともに、一人でも多くの障害者の雇用をお願いいたします。

東京都産業労働局

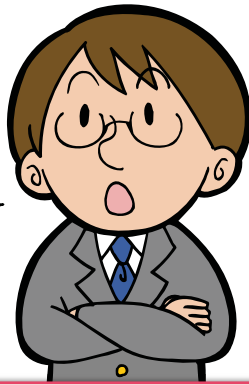
注) 制度については簡潔に紹介しています。詳細については、各機関へ直接お問い合わせください。  
なお、制度や連絡先等については、原則として、平成24年6月1日現在のものです。

# 1

## 障害者を雇用しようと思ったときは

障害者の雇用状況はどうなのかな？

→P6



雇用するにはどうしたらいいのかな？

**まずハローワークへご相談ください！** →P37

ハローワークには、専門の雇用指導官がおり、求人の相談や助成金など支援の制度の紹介を含め障害者を雇用する場合の様々なナビゲーションをしています。

**地域の就労支援機関でもご相談に応じています！**

- ・ 障害者就業・生活支援センター →P41～44
- ・ 区市町村障害者就労支援事業 →P44

**①障害者に関する基本的な疑問を解消しましょう。**

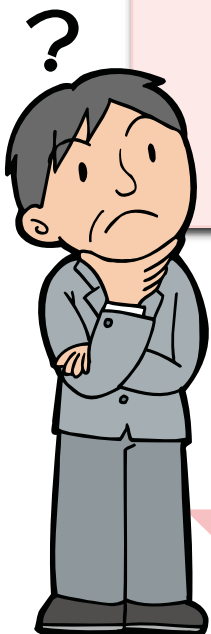
障害ってどんなものがあるの？  
障害別の特性は？  
職場で気をつけることは？

→P14～18

障害者の雇用を支援する制度は？

→P23

**②あなたの会社で障害者に合う仕事は何かを考えましょう。**



他社ではどのような仕事をしているのだろう？

**障害者雇用事例リファレンスサービス**

障害者雇用についてさまざまな取組を行っている全国の事業所を取材してデータベースに蓄積し、公開しています。(裏表紙をご覧ください)

知的障害者、精神障害者などの  
仕事内容に悩んだときは…

**東京障害者職業センターへご相談ください！**

東京障害者職業センターでは、専門のカウンセラーによる相談や、能力開発、医療など専門家による雇用管理サポートを行っています。

→P39

③あなたの会社で障害者を雇用する場合、何が問題となるのか、どうしたら解決できるか一緒に考えましょう。



求人登録、募集

面接・採用

④雇用すると助成金の受給や税制上の優遇措置などが受けられる場合があります。

- ・ 障害者雇用納付金制度 →P24・25
- ・ 各種助成金・制度等 →P26～32
- ・ 税制上の優遇措置 →P33

⑤採用後、何か問題があったら、関係機関に相談しましょう！

- ・ 職場定着支援（ハローワーク →P37、東京障害者職業センター →P39・40、東京ジョブブローチ支援室 →P47、地域の就労支援機関 →P41～44）
- ・ 職場復帰支援（東京障害者職業センター →P39、都立中部総合精神保健福祉センター →P50）

# 2

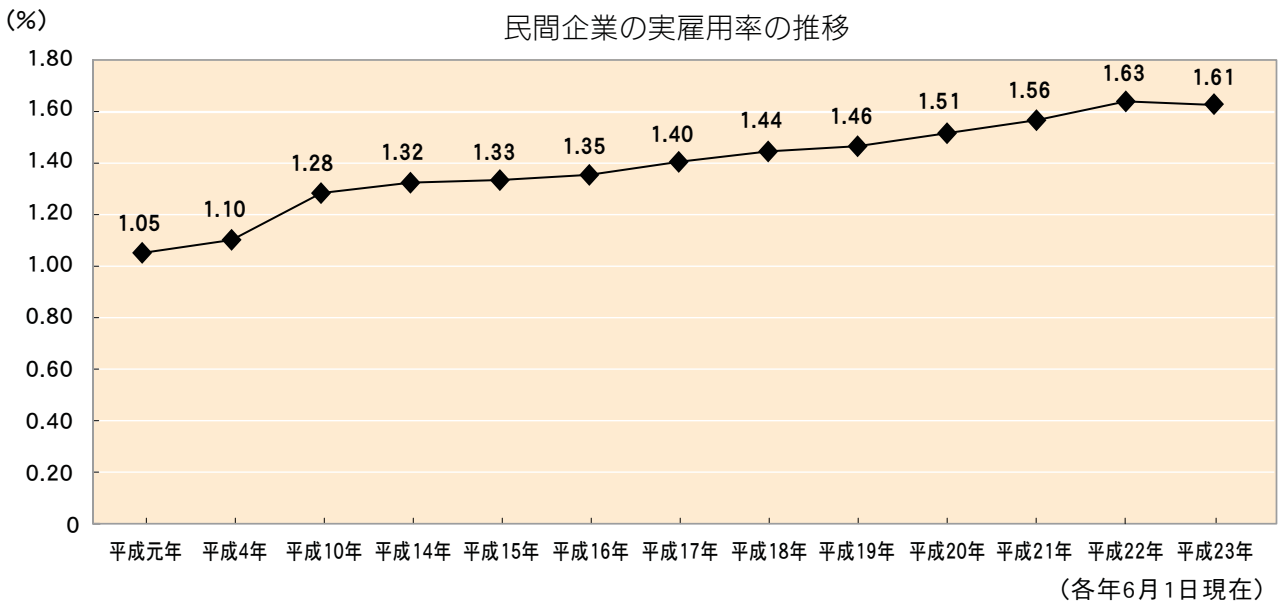
## 障害者の雇用状況

地方公共団体、民間企業などが労働者を雇い入れる場合には、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)に定める法定雇用率を上回る障害者を雇用しなければならないこととされています。

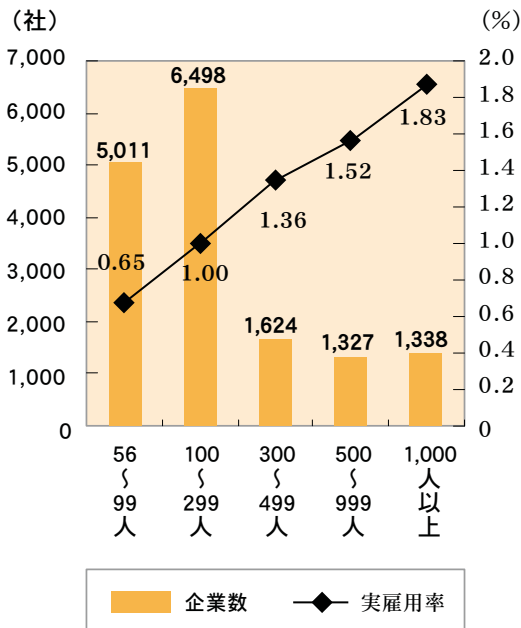
民間企業の法定雇用率は1.8%であり、56人規模以上の企業は、この法律に基づいて障害者を雇用する義務があります。(※平成25年4月1日より法定雇用率が変更になります。)

しかし、平成23年6月1日現在の民間企業の実雇用率を見ると、全国では1.65%、東京都については1.61%と、法定雇用率は達成されていない状況となっています。

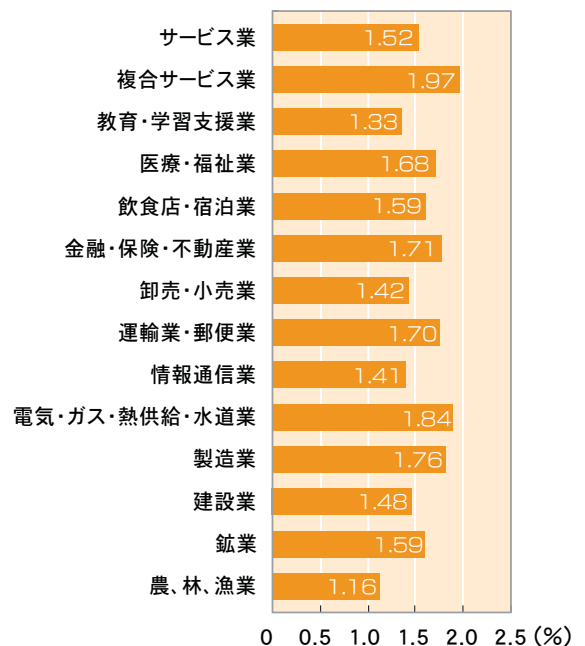
### 東京都内の民間企業の実雇用率(平成23年6月1日現在)



民間企業の実雇用率(規模別)



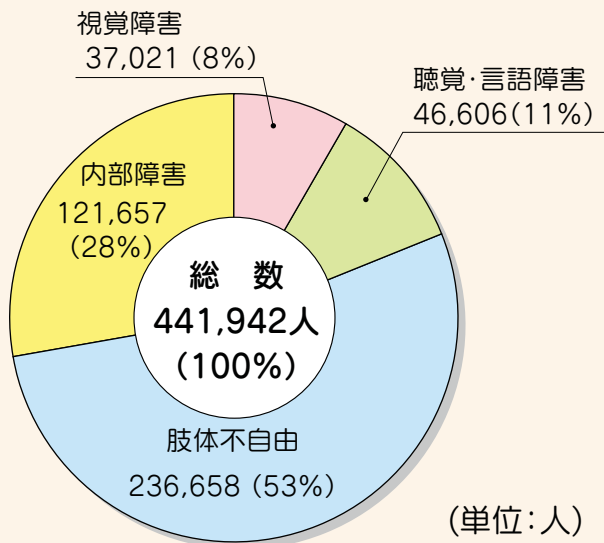
民間企業の実雇用率(産業別)



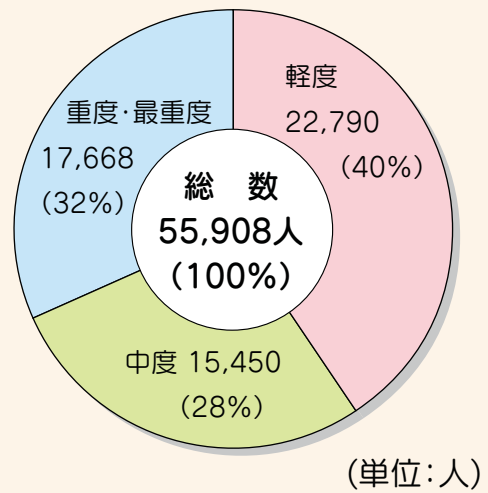
## 東京における障害者数(平成24年3月末現在)

東京における障害者数を身体障害、知的障害(愛の手帳)、精神障害の障害別手帳の交付状況からみると以下のとおりとなっています。

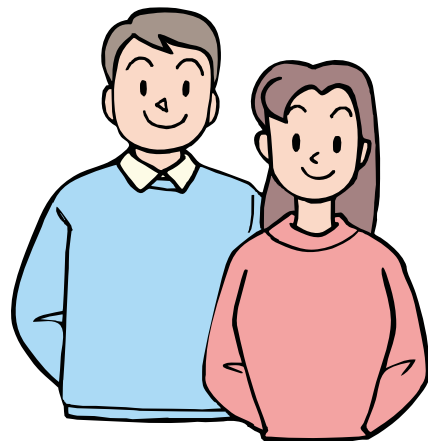
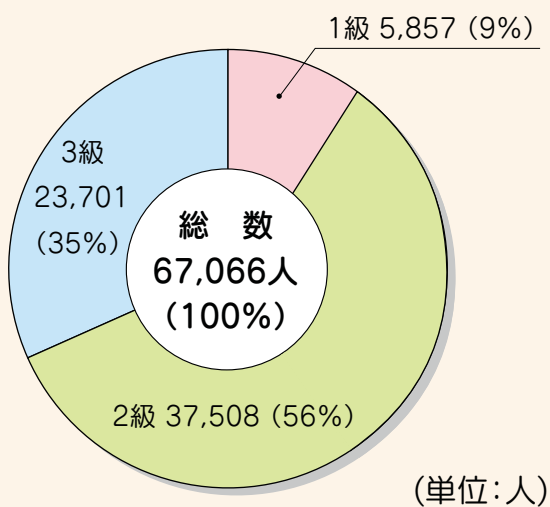
### 身体障害者手帳交付数(18歳以上)



### 愛の手帳交付数(18歳以上)



### 精神障害者福祉手帳交付数



# 3

## 障害者に関する法律

### 障害者雇用促進法

【参考】法定雇用率が変更になります。

### 平成25年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8%	2.0%
国、地方公共団体等	2.1%	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0%	2.2%

### 従業員50人以上56人未満の事業主のみなさまは 特にご注意ください

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わります。

また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません
- ◆ 障害者雇用推進者（P22）を選任するよう努めなければなりません

### 障害者雇用促進法の概要

#### 事業主に対する措置

#### ●雇用義務制度

事業主に対し、障害者雇用率（法定雇用率）に相当する人数以上の身体障害者・知的障害者の雇用を義務づける。

法定雇用率（平成25年3月末日まで）

区分	官公庁	教育委員会	特殊法人	民間企業
率(%)	2.1	2.0	2.1	1.8

平成18年4月から、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）を各企業の雇用率に算定できることとなっています。また、納付金・調整金・奨励金の算定においても、同様の扱いとなります。

なお、短時間労働（週20時間以上30時間未満）の精神障害者、平成22年7月以降は、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者についても、0.5人分として雇用率に算定できるようになりました。

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上 30時間未満
身体障害者	○	△
重度	◎	○
知的障害者	○	△
重度	◎	○
精神障害者	○	△

○=1カウント ◎=2カウント △=0.5カウント



## ○除外率制度

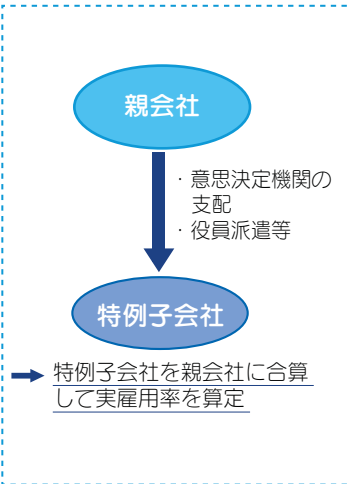
各企業が雇用しなければならない法定雇用障害者数を算定する際の基礎となる常用雇用労働者数の計算にあたっては、一定の業種に属する事業を行う事業主については、その労働者数から一定率に相当する労働者数を控除します。ただし、納付金制度に基づく障害者雇用調整金及び報奨金の支給を算定する際に除外率は適用されません。  
 ※平成22年7月から除外率が各除外率設定業種ごとにそれぞれ10%引き下げられました。

## ○障害者雇用率算定の特例

### ◇特例子会社制度

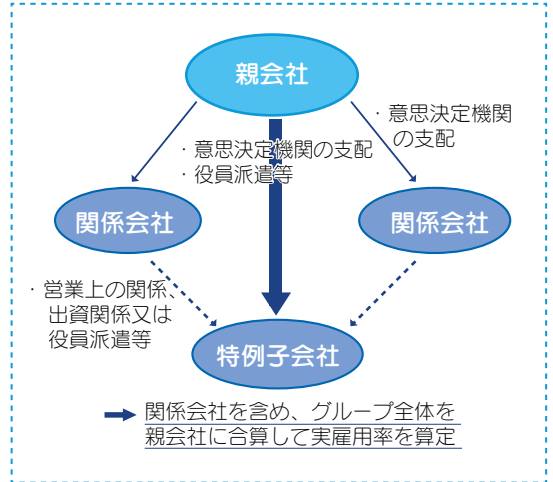
事業主が障害者の雇用に特別に配慮した子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしています。  
 また、特例子会社を有する親会社は、一定の要件を満たす場合には、関係する他の子会社（関係会社）についても、特例子会社と同様の実雇用率の算定が可能です。

〔特例子会社制度〕



〔グループ適用〕

(平成14年10月から施行)

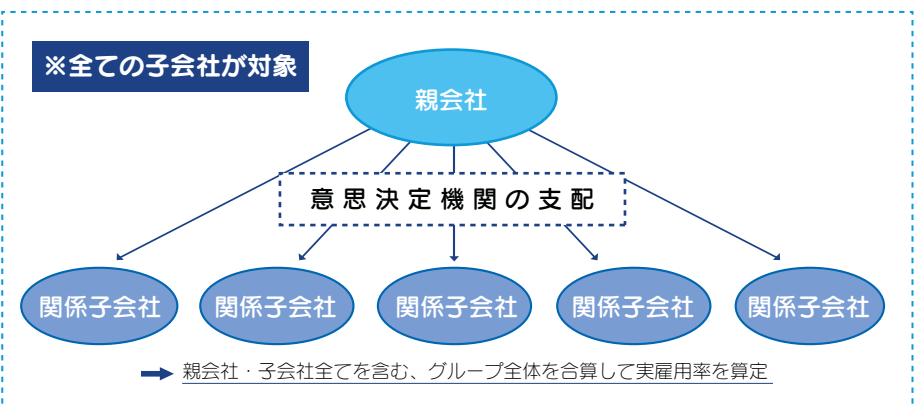


### ◇企業グループ算定特例

平成21年4月から、一定の要件を満たす企業グループとして厚生労働大臣の認定を受けたものについては、特例子会社がない場合であっても、企業グループ全体で実雇用率を通算できます。

〔企業グループ算定特例〕

(平成21年4月から施行)

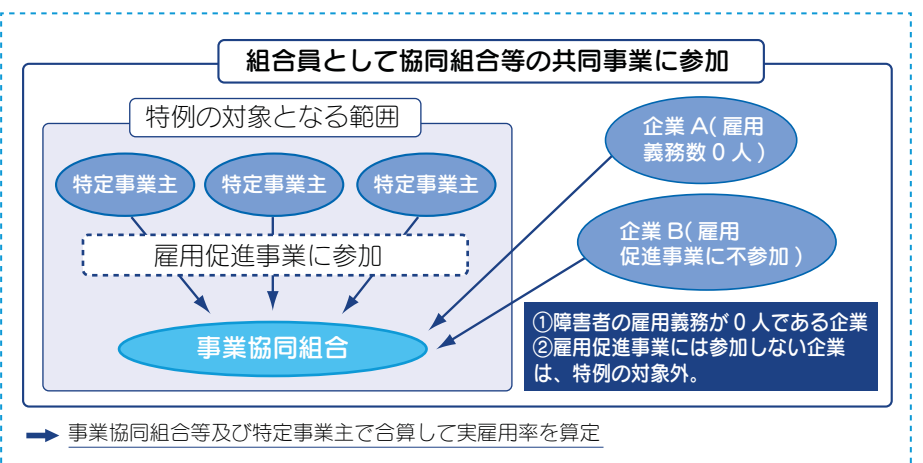


### ◇事業協同組合等算定特例

平成21年4月から、中小企業が事業協同組合等を活用して協同事業を行い、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けたものについて、事業協同組合等（特定組合等）とその組合員である中小企業（特定事業主）で実雇用率を算定できます。

〔事業協同組合等算定特例〕

(平成21年4月から施行)



## 法定雇用率に関する制度

### ○障害者雇用に関する状況の報告（法定雇用率の対象となる事業主）

事業主は、毎年1回6月1日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用に関する状況を本社の所在地を管轄する公共職業安定所長に対して報告しなければなりません。

報告義務のある事業主は、法定雇用障害者数が1人以上となる事業主、すなわち常用雇用労働者数（除外率により除外すべき労働者数を控除した数）が56人以上の事業主です。（官公庁、特殊法人は48人以上、一部の教育委員会は50人以上）

※平成25年4月1日から法定雇用率が変更になります。（→P8）

### ○障害者の雇入れに関する計画書（障害者雇用率未達成の事業主）

障害者雇用率未達成の事業主で一定の基準を下回る事業主に対しては、公共職業安定所長が「障害者の雇入れに関する計画書」の作成を命令します。

なお、行政の指導にもかかわらず障害者雇用に適正に取り組まなかった企業については、その旨を厚生労働大臣が公表します。

## ●納付金制度

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図る。（→P24）

### 障害者本人に対する措置

## ●職業リハビリテーションの実施

地域の就労支援関係機関において障害者の職業生活における自立を支援。

☆ハローワーク（→P37）

障害者の態様に応じた職業紹介、職業指導、求人開拓等

☆地域障害者職業センター（→P39）

専門的な職業リハビリテーションサービスの実施

（職業評価、準備訓練、ジョブコーチ等）

☆障害者就業・生活支援センター（→P41）

就業・生活両面にわたる相談・支援

障害者雇用促進施策を障害者福祉施策との有機的な連携を図りつつ推進

# 障害者自立支援法

## 【参考】

障害者自立支援法は、平成25年4月1日より「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となり、来年度以降、順次施行される予定です。  
改正の概要は以下のとおりです。

### 地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

#### 1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

#### 2. 概要

##### 1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。

##### 2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

##### 3. 障害者の範囲（障害児の範囲も同様に対応。）

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

##### 4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

##### 5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大（重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする）
- ② 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大（地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える）
- ④ 地域生活支援事業の追加（障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）

##### 6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

#### 3. 施行期日

平成25年4月1日（ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日）

#### 4. 検討規定（障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討）

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方  
※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

## 障害者自立支援法と雇用・就労支援

### ●障害者自立支援法のポイント

- ①障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編
- ②障害のある人々に、身近な区市町村が責任をもって一元的にサービスを提供
- ③サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実
- ④就労支援を抜本的に強化
- ⑤支給決定の仕組みを透明化、明確化

### 施設・事業の再編

障害の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるよう、障害種別ごとに分立した33種類の既存施設・事業体系を、6つの日中活動に再編

#### <旧体系>

重症心身障害児施設  
(年齢超過児)

身体障害者療護施設

更生施設(身体・知的)

福祉工場・授産施設・  
小規模授産施設  
(身体・知的・精神)

精神障害者生活訓練施設

精神障害者地域生活支援センター  
(デイサービス)

障害者デイサービス

新体系へ移行

#### <新体系>

##### 日中活動

下から1又は複数を選択

##### 【介護給付】

- ①療養介護
- ②生活介護

##### 【訓練等給付】

- ③自立訓練  
(機能訓練・生活訓練)

- ④就労移行支援

- ⑤就労継続支援  
(雇用型・非雇用型)

##### 【地域生活支援事業】

- ⑥地域活動支援センター

##### 居住支援

施設への入所  
(障害者支援施設)

又は

居住支援サービス  
(ケアホーム、  
グループホーム、  
福祉ホーム)

# 障害者自立支援法における就労支援に関する新たな事業

## 1 就労移行支援事業（訓練等給付）

### 【利用者】

一般就労等（企業等への就労、在宅就業、起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる65歳未満の者

### 【サービス内容】

利用者ごとに、標準期間（24ヶ月）内で利用期間を設定。通所する事業所内での作業を通じ体力向上や職業習慣の確立などの準備訓練を行い、職場実習や就職後の職場定着の支援など個別支援計画に基づく職場訪問等による支援も実施する。

## 2 就労継続支援事業（訓練等給付）

### ア 就労継続支援事業A型（雇用型）

#### 【利用者】

就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な者（利用開始時65歳未満の者、利用期限なし）

#### 【サービス内容】

通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった者に対しては一般就労への移行に向けて支援を行う。

### イ 就労継続支援事業B型（非雇用型）

#### 【利用者】

就労移行支援事業を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢（50歳）に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識・能力の向上や維持が期待される者（利用制限なし）

#### 【サービス内容】

通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった者に対して一般就労への移行支援を行う。

#### 【工賃の水準】

- ・平均工賃が月額3,000円程度を上回ることを事業者指定の要件とする。
- ・事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて知事へ報告し、公表する。
- ・平均工賃が地域の最低賃金の1/3以上であり、事業者が設定した目標水準を越える場合等には、事業者への報酬に目標工賃達成加算を行う。

## 3 地域活動支援センター事業（補助事業）

区市町村地域生活支援事業の必須事業として、通所により、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進など、地域の実情に応じた支援を行う。

事業者は、法人格を取得し、利用者との間に利用契約を締結しなければならない。

# 4

## 障害者を雇用する際の配慮事項

障害をもつ人を雇用するにあたっては、適職の判定、作業施設の改善等、雇用管理上の配慮が必要な場合がありますが、これらの問題は決して解決できないものではありません。現在、さまざまな場所で障害をもつ人々が活躍し、障害者に適する職場や就業可能な作業は多岐にわたっています。

採用にあたって個々の障害者の能力を適正に評価し、その能力に適合した職業に就いた場合には、十分な作業能力を発揮することができます。企業の努力と工夫により多数の障害者を雇用し、経営的にも成功している例も数多く見られます。障害をもつ人を雇用するにあたっては、障害の有無にかかわらず、どうすれば採用できるか、常に工夫する前向きな姿勢が重要なのです。

### 障害者を雇用するにあたっての留意事項とポイント

#### ○積極的な職域開発と配置をこころがけましょう。

障害者の能力が十分発揮できるよう、障害の種類及び程度を勘案した職域を開発することが積極的な採用につながります。また、必要に応じて職場環境の改善を図るなど、障害者個々人の適性と能力を考慮した配置と職務の設計を行いましょう。

#### ○十分な教育訓練の時間をとりましょう。

障害者は職場環境や職務内容に慣れるまでより多くの時間を必要とする場合があるので、十分な教育訓練の期間を設けましょう。また、技術革新等により職務内容が変化する場合、能力向上のための教育訓練を実施することも必要です。これらの教育訓練の実施にあたっては、職業能力開発センター等の在職者訓練などの活用も検討してみましょう。

#### ○個々人の能力に応じた適正な処遇に努めましょう。

障害者個々人の能力の向上や職務遂行の状況を適切に把握し、適性や希望等も勘案した上で、その能力に応じた適正な賃金・労働時間等の条件の設定に努めましょう。

#### ○障害の種類及び程度に応じた安全管理や労働時間等の管理を進めましょう。

障害の種類及び程度に応じた安全管理を実施するとともに、職場内における安全を図るために随時点検を行いましょう。また、非常時においても安全が確保されるよう施設等の整備を図りましょう。

さらに、健康診断の実施や、障害の特性に配慮した労働時間の管理等、障害の種類及び程度に応じた健康管理の実施を図りましょう。

#### ○職場内での支援体制を確立しましょう。

職場に障害者雇用推進者や、障害者職業生活相談員を配置する場合は、その業務に適した人を選任するようにしましょう。また、障害者が働いている職場内において関係者による支援体制のチームを配置するなど、職場定着に努めましょう。

#### ○障害者や障害についての意識啓発に努めましょう。

障害者が職場に適応し、その有する能力を最大限に発揮することができるよう、職場内の意識啓発など、職場全体で、障害や障害者に対する理解や認識を深めるよう努めることも重要です。

## 障害別の特徴と雇用の際の配慮事項

### ● 視覚障害者 ●

ひと口に視覚障害といっても、その見え方は視力、視野、色覚などの違いによってさまざまです。

また、障害の程度によって、視力がゼロで光覚がない全盲者、また支援機器等を使用すれば文字の読み書きが可能な弱視者など、それぞれの状況により職域や配慮する事項が違う場合がありますので、個々の障害者にあった配慮をしましょう。

(雇用の際の配慮事項)

- ・通勤や職場内における移動ができるだけ容易になるよう職場の整理整頓を行うなど配慮するようにしましょう。また、照明や就労支援機器など施設・設備の整備や、援助者の配置など職場における援助体制の整備を図りましょう。
- ・コミュニケーションについてもっとも簡単で有効なのが音声による伝達です。録音テープなど利用してメモを残す方法もあります。なお、この場合、「ここ」「そこ」といった指示代名詞でなく、具体的な内容を指示するようにしましょう。



拡大読書器

### ● 聴覚・言語障害者 ●

聴覚・言語障害は、特にコミュニケーションの場面で困難を伴うという特徴があります。職場におけるコミュニケーションの難しさは、対人関係の問題を引き起こしたり、教育訓練上の配慮が必要となったりしますので、職場ではこの点に留意しましょう。

(雇用の際の配慮事項)

- ・聴覚障害者については、電子メール、筆談用ボードの利用など職場内における情報の伝達やコミュニケーションを容易にする手段を図るよう工夫してみましょう。
- ・また、必要に応じて、手話や要約筆記のできる人を配置するなど職場における援助体制の整備を図りましょう。



筆談用ボード

### ● 肢体不自由者 ●

肢体不自由者は、上肢や下肢など身体に運動機能障害を持つため、義肢や車いすなどの補装具を使用し、その作業や移動を補完している場合があります。職場においては、施設の改善や設備の整備を含め、作業や移動が困難にならないよう配慮することが必要です。

(雇用の際の配慮事項)

- ・通勤や職場内における移動ができるだけ容易になるよう配慮するとともに、職務内容、勤務条件が過重なものにならないよう留意しましょう。
- ・スロープなど施設の改善やトイレなど設備等の整備を図りましょう。



休憩室

車椅子から昇り降りしやすいように、段差を設けた休憩室を設置しています。



タイムレコーダー

車椅子利用者も使用しやすいよう横向きに設置しています。

## ● 内部障害者 ●

内部障害とは、からだの内部に障害を持っている状態のことで、外見からは見えないため、まわりの人に理解してもらいにくい障害です。種類としては、心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、膀胱・直腸機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害（HIV）、肝臓機能障害があります。

（雇用の際の配慮事項）

- ・職務内容、勤務条件等が身体的に過重なものとならないよう配慮しましょう。また、必要に応じて、医療機関とも連携しつつ職場における健康管理のための体制の整備を図り、定期的な通院が必要なときは、適宜労働時間等に配慮しましょう。

### 参考

### 肝炎などの慢性疾患への配慮

- ・時に強い倦怠感がでる場合があるので、仕事がつらいときは休ませるなどの配慮をしましょう。
- ・一見症状がわかりにくいので、本人や主治医から症状や職場において必要な配慮などの聞き取りを行いましょう。
- ・勤務内容・勤務条件が身体的に過重なものとならないようにするとともに、勤務と治療が両立できるよう配慮しましょう。

## ● 知的障害者 ●

知的障害者については、複雑な作業内容や抽象的・婉曲な表現を理解することや、言葉により意思表示をすることが困難な場合があることを踏まえて、障害者本人への指導・援助を行います。

（雇用の際の配慮事項）

- ・作業工程の単純化、単純作業の抽出等による職域開発を行いましょう。
- ・また、施設・設備の表示を平易なものに改善するとともに、作業設備の操作方法を容易にしましょう。
- ・必要事項の伝達にあたっては、わかりやすい言葉づかい、表現を用いるよう心がけましょう。
- ・日常的な相談の実施により心身の状態を把握するとともに、雇用の継続のためには、家族等の生活支援に関わる人の協力が重要であることから、連絡体制を確立しましょう。

## ● 精神障害者 ●

精神障害者については、病気を抱えながら就労することの難しさもありますが、本人が自らの病気の症状や特性を理解することで軽減できます。本人が自分自身の状態について正確な判断ができない場合でも、さまざまな支援機関を上手に利用しながら、本人がひとりで悩まずに済むように配慮して、指導・援助を行います。支援体制を確保することにより、その能力を十分に発揮させることが可能です。

### 統合失調症について

統合失調症は、思考や感情などの精神機能のネットワークがうまく働かなくなるため、考えや気持ちがまとまらなくなる状態が続く精神疾患で、その原因は脳の機能にあると考えられています。

### そううつ病について

そううつ病は「そう」状態と「うつ」状態の気分・感情面での症状が周期的にあらわれる疾患です。症状のあらわれ方は人により様々ですが、発病しても適切な治療と服薬やリハビリテーションを受けることにより、社会生活や職業生活において問題になるような障害が残らない場合が多いといわれています。

### てんかんについて

てんかんは、意識消失、けいれん等の発作が反復してあらわれる脳の疾患です。医学が進歩した現在では、ほとんどのてんかんは定期的に通院し、服薬を怠らない限り、発作の抑制が可能といわれています。



#### (雇用の際の配慮事項)

- ・本人の状況に合わせ、根気強く分かりやすい指導を行うとともに、ある程度時間をかけて職務内容や配置を決定しましょう。
- ・職務の難度を段階的に引き上げる、短時間労働から始めて勤務時間を段階的に延長する、本人の状況に応じ職務内容を軽減する等、必要に応じ勤務の弾力化を図りましょう。
- ・日常的に心身の状態を確認するとともに、職場での人間関係が円滑にいくよう配慮しましょう。また、通院時間、服薬管理等の便宜を図ることが必要な場合もあります。
- ・職場への適応、職務の遂行が円滑にできるように、必要な指導及び援助を行う人を配置することもよいでしょう。
- ・必要に応じて医療機関や社会復帰施設との連携を図りましょう。

## ● 高次脳機能障害 ●

交通事故や頭部の怪我、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障害が起きた状態をいいます。症状のあらわれ方に個人差が大きく、また、一見ただけでは障害があることがわかりにくいいため、周囲の理解を得るのが難しいという特徴があります。

#### (雇用の際の配慮事項)

- ・作業スピードの低下や脳の疲労のしやすさなどに配慮しましょう。
- ・わかりやすい業務内容の切り出し、指示系統の一本化などを図りましょう。
- ・障害のあらわれ方は一人ひとり異なっています。職務内容や配置の決定には時間をかけましょう。必要に応じて医療機関や支援機関と連携を図りましょう。

## ● 難病 ●

難病は、原因が必ずしも解明されておらず、治療方法も未確立な疾患です。長期にわたって、症状が良くなったり悪くなったりを繰り返す特徴もありますが、定期的な治療、自己管理、職場環境の整備などが適切に配慮されることで、継続的な就労が可能な人も少なくありません。

#### (雇用の際の配慮事項)

- ・一見症状が分かりにくい場合も多いので、本人や主治医から症状や職業生活上支障となる機能障害について、十分な情報を聞き取り、職場の配慮内容を検討しましょう。
- ・定期的な通院、休憩をとれる場所の確保、体調の変動に合わせた仕事量の調節などが必要です。

### 東京都難病相談・支援センターのご紹介

地域で生活する難病患者の日常生活の相談・支援のほか、ハローワークにおける就労支援を円滑なものへとするためのご相談もお受けいたします。

〒150-0012

渋谷区広尾5-7-1 (東京都広尾庁舎1階)

Tel. 03-3446-0220 Fax. 03-3446-0221

#### 助成金について

平成21年4月から**難治性疾患患者雇用開発助成金制度**が開始されました。

※**難治性疾患患者雇用開発助成金制度**についてのお問い合わせはハローワークにて受け付けております。

⇒詳細はP26をご参照下さい。

## 発達障害について

平成17年4月1日「発達障害者支援法」が施行されました。

「発達障害者支援法」は、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的としています。

この法律において、「発達障害」とは以下の障害をいいます。

### ○ 自閉症

3歳位までに生じ、①社会性、②コミュニケーション、③イマジネーションのすべての領域で障害がみられるものをいいます。知的障害を伴うことが多くみられます。

※高機能自閉症……自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいいます。

### ○ アスペルガー症候群

自閉症と同様の、他者との関係の障害やこだわりがみられるが、知的障害を伴わず、言語的発達も良好であるものをいいます。特徴としては、「見ず知らずであるのに、あたかも親しい仲のように話しかけてしまう」「会話はスムーズであるが、辞書のような硬い言い回しや慣用句などのフレーズを使う」などといった現れ方のため、一見問題ない、あるいは他の問題に見えてしまうような場合があります。

### ○ 広汎性発達障害

自閉症、高機能自閉症、アスペルガー症候群等を一連の障害ととらえた総称です。

### ○ 学習障害（LD）

知的発達に遅れはないものの、他の全般的な能力に対し、「読む」「書く」「計算する」ことが単独、もしくは複数で苦手とする特徴があります。

### ○ 注意欠陥多動性障害（ADHD）

不注意、多動性、衝動性を特徴としており、これらの特徴を伴った症状が年齢や全体的な能力と比べ、不相応に著しく認められます。

### ○ その他政令で定めるもの

その他、これに準ずる脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものをいいます。

※発達障害を持つ方の中には、障害者手帳の対象になる方もいます。

発達障害のある方の雇用管理については、それぞれの障害特性により異なるところはあるとしても、基本的には他の障害者雇用と共通することが多いと考えられます。発達障害のある方の採用や職場配置に当たっても、本人の理解や行動上の課題を把握した上で、具体的な仕事を検討し、職場に配置していくことがまず重要です。

また、企業においては、本人との面接や医療、福祉その他専門機関の意見を通して、職業上の課題を把握していくことが多いと思いますが、その過程では、①情緒（気持ちの安定、自信や意欲）、②対人関係、③仕事や学習への対応ぶり、④生活・健康等の事項を含めて、本人理解を進めることが必要です。

しかし、発達障害のある方の雇用管理ノウハウが社会全体としてまだ蓄積の途上であること、個々の企業においても雇用経験がない企業が多いこと等から、雇用するに当たっては一つひとつ工夫しながら進めていくことが必要でしょう。また、特に発達障害のある方々の人権への配慮、権利擁護については十分な配慮が必要です。

（参考文献）独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 障害者職業総合センター職業センター  
「発達障害を理解するために ～支援者のためのQ&A～」

## 助成金について

平成21年4月から**発達障害者雇用開発助成金制度**が開始されました。  
⇒詳細はP26をご参照下さい。

## 在宅勤務について

障害者の働き方の可能性を広げるものとして在宅勤務があります。在宅勤務とは「労働日の全部又は大部分について事業所への出勤を免除され、かつ自己の住所又は居所において勤務すること」をいいますが、最近では、パソコン、インターネットなどの普及により、これらを活用した仕事の形態が増えています。

また、平成18年4月より、在宅就業障害者に対する支援制度が創設されました。

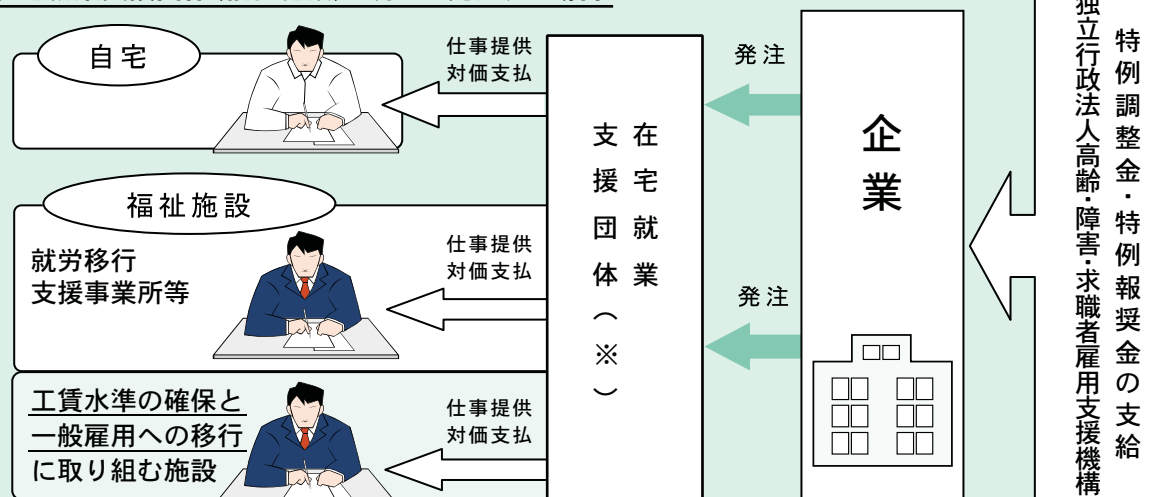
### ○在宅就業障害者支援制度とは

在宅就業障害者（自宅等において就業する障害者）に仕事を発注する企業に対して、障害者雇用納付金制度において、特例調整金・特例報奨金を支給する制度です。在宅就業支援団体を介して在宅就業障害者に仕事を発注する場合にも、制度の対象となります。

（特例調整金・特例報奨金についてはP24をご参照下さい。）

### ○在宅就業障害者支援制度のイメージ

在宅就業支援団体（福祉施設）を介して発注する場合



※福祉施設を運営する法人が、在宅就業支援団体として登録を受け、福祉施設で就業する障害者に対し、仕事の提供・対価の支払い等を行う場合も、制度の対象となります。

お問い合わせ先：在宅就業障害者支援制度及び在宅就業支援団体の登録については  
⇒東京労働局又はハローワークまで  
特例調整金・特例報奨金の申請・支給手続きについては  
⇒(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 東京高齢・障害者雇用支援センターまで  
[http://www.jeed.or.jp/jeed/location/bunshitsu/13\\_tokyo.html/](http://www.jeed.or.jp/jeed/location/bunshitsu/13_tokyo.html/)  
在宅就業支援ホームページについては  
⇒(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構雇用開発推進部へ  
<http://www.challenge.jeed.or.jp/>

## 在宅就業支援団体等活性化助成金

在宅就業障害者に対する就業機会の確保・提供、職業講習、就職支援等を行う在宅就業障害者支援団体等の事業主が、当該事業の活性化を図る場合に、その活性化に要した費用の一部を助成します。（詳細は P29へ）

## 障害者雇用に関する制度を活用した事例

～委託訓練・東京ジョブコーチ・職場体験実習～

障害者を雇用するにあたり、活用していただける各種制度があります。今回は(公財)東京しごと財団(P47.48)で実施している「委託訓練」「東京ジョブコーチ」「職場体験実習」の3つの制度について、活用した企業等の事例をご紹介します。

なお、障害者雇用に関する制度の内容はP23～P35に掲載されております。

### 委託訓練の事例

障害のある方が就職に必要な基本技能を身につけ、雇用の促進が図られるよう、企業をはじめ社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等、地域の多様な委託先(訓練機関)で職業訓練を行っています。

委託訓練の詳細はP48

#### 企業情報

##### ●株式会社キューピーあい(特例子会社)

- 従業員数：51人(うち障害者31人)
- 事業内容：ユニホームのレンタル  
ホームページ制作・更新等



株式会社  
キューピーあい

##### 【実施した企業の声】

障害者の事務要員の確保を目的に、社内にて委託訓練を実施しました。受講した方は、仕事に対する姿勢がまじめで、自分の疑問点は質問することもできる方としましたので、総合判断の結果、**短時間勤務から雇用していきたいと考えています。**

##### 【受講した障害者の声】

就職を目指して委託訓練を受講しました。パソコンへのデータ入力は楽しいと感じています。様々な業務を経験できてよかったです。その後、**短時間社員として訓練先に就職しました。**



精神障害者  
精神保健福祉手帳3級

委託訓練では、企業側が障害者の訓練を行いながら、試験的に職場に迎え入れることが可能です。企業側は障害者を雇用する際に配慮すべき事項を、障害者は働く上での自身の課題を認識することができ、お互いを理解する良い機会となります。企業に合った人材を雇用するためにも、委託訓練をぜひご活用ください。

#### 企業情報

##### ●視覚障害者就労生涯学習支援センター

- 講師：8人
- 事業内容：視覚障害者のIT技能向上支援、  
就労支援、業務応用訓練



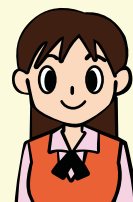
視覚障害者就労  
生涯学習支援センター

##### 【実施機関の声】

受講者は、**視野の損壊率95%の身体障害者2級保有者**であり、**現在証券会社に勤務**しています。在職者訓練の受講については当該障害者が勤務している会社側にも全面的に協力していただきました。**パソコンの基本機能から応用までの理解と技能習得がなされ、今後の職場での業務能力も大幅に向上したと認識しています。**

##### 【受講した障害者の声】

約2カ月の訓練でしたが、終わってみればあつという間だったと感じています。様々なメニューも学習でき、今後職場で生かせると思います。



身体障害者(視覚)  
身体障害者手帳2級

在職している障害者の業務能力をさらに向上させるため、民間教育機関、企業等で委託訓練を受講することができます。障害者の雇用継続のためにも、委託訓練をぜひご活用ください。

## 東京ジョブコーチの事例

企業等からの支援依頼に応じて、東京ジョブコーチが企業等に出向き、職場内の環境調整、通勤やコミュニケーション支援など、職場に定着するために必要な支援を行います。ぜひ東京ジョブコーチをご活用ください。

### 企業情報等

- 株式会社ナノ・ユニバース
- 従業員数：550人
- 事業内容：衣料用繊維製品、貴金属、衣料雑貨の製造及び輸出入並びに国内における販売
- 障害種別：知的障害者、精神障害者

### 【利用した経緯】

ハローワークから障害者雇用の指導があり、障害者雇用はしていましたが、法定雇用人数をかなり下回っていた為、さらに障害者雇用を進める為に、ハローワークに相談しました。

商品管理部での雇用だけでは足りず、店舗のバックヤードでの仕事をさせていただく方を採用するにあたり、受入店舗にとって初めての障害者雇用で、スタッフも障害者ご本人も不安を感じていたため、支援機関の紹介で、実習期間に東京ジョブコーチを利用しました。

### 【利用した企業の声】

最近を受入店舗の理解を得る為に、必ず実習期間は設けており、東京ジョブコーチを利用しています。

ジョブコーチのお陰で、実習段階で障害者、スタッフ双方のコミュニケーションが図れ、作業手順にも慣れ、スムーズに雇用につなげられていると思います。また、東京ジョブコーチを活用したことで、会社・支援機関・ハローワークそれぞれの役割分担がうまく機能し、障害者の定着支援に繋がっていると感じます。

ジョブコーチの存在は会社・障害者にとっても大きいです。

### 企業情報等

- 株式会社ジンコーポレーション
- 従業員数：2500人
- 事業内容：エステティック業
- 障害種別：精神障害者、身体障害者、知的障害者

### 【利用した経緯】

全国に広がる各店舗で、障害のある方を雇用していますが採用を始めてから、職員は業務指導やコミュニケーションに大変苦慮しました。職場で抱えた問題を就労支援機関の方に相談したときに、東京ジョブコーチ支援事業を知りました。

### 【利用した企業の声】

各店舗で1名ずつ働いていますが、仕事の手順を覚えられない方や職場に慣れない方に合わせた作業指示書を作ってもらいました。

東京ジョブコーチが入ったことで、職員が指導にかかる負担が減り、コミュニケーションも少しずつとれるようになりました。

また、新店舗で新たに採用した際に、東京ジョブコーチ間の引継ぎができていたので、改めて詳細な支援依頼をする必要がなく、簡単にお願いできる場所は便利です。

## 職場体験実習の事例

東京しごと財団では、職場体験実習生に対する損害保険料の補助や、実習生受入れに際して業務の切り出し等を支援する「障害者雇用支援アドバイザー」の派遣などを行っています。障害者雇用や、障害者本人についての理解を深めるためにも、ぜひ職場体験実習にご協力ください。

### 実習内容

- 実施企業の業種：大手スーパーマーケット
- 実習内容：バックヤード、売り場
- 対象障害者：精神保健福祉手帳2級（統合失調症）

### 【実習生の支援機関の声】

企業面接後、職場実習を行うことになり、企業と本人の希望から二部署で実習をさせていただきました。この時の実習では採用が決まらず、一部署に絞り再度実習を行うことで、ようやく採用となりました。

実習は慣れない場所での作業であり、また仕事柄、本人やお客様への思いがけない事故の可能性もあります。今回二度とも東京しごと財団の保険適用を申請することで、本人も安心して実習を行うことができました。

### 実習内容

- 株式会社吉実園
- 従業員数：4人
- 実施企業の業種：農業、植木の生産・販売業
- 実習内容：農作業、草刈り
- 対象障害者：知的障害者、精神障害者（統合失調症）

### 【実施した企業の声】

農地での作業は単純でありながら継続的な仕事が多いため、障害者の方に相応しいと思い、東京しごと財団に実習の受入れを申請しました。

これまでに4名の実習生を受け入れました。障害を感じさせないほどに一生懸命やっていた方もいましたが、中にはいくら教えても仕事が覚えられない方もいて、困ったことがあります。

障害の有無で仕事ができるかどうかを決めつけずに、実際に現場で働いてもらうことが大切です。そういった点で、実習は障害者を知るための良い機会だと思えます。

## 障害者の雇用の安定等のための措置等

障害者の雇用の安定を図るため、下記のような制度が定められています。

### 1 障害者職業生活相談員

障害者の職場適応の向上を図り、その有する能力を最大限に発揮させるよう障害者の特性に配慮した雇用管理を期するため、5人以上の障害者を雇用する事業所において、障害者職業生活相談員を選任し、職場において障害者の職業生活全般においての相談、指導を行わなければならないとされています。

### 2 障害者雇用推進者

雇用義務が生じる規模以上の企業は、企業における障害者雇用に係る連絡窓口として、障害者雇用推進者を設置するよう努めなければならないとされています。

なお、推進者は企業における障害者雇用についての取組体制を整備することに主眼があり、人事労務担当の部長クラスが選任されることが望ましいとされています。

### 3 解雇の届出

事業主は、障害者を解雇する場合（一定の場合を除く）、事業所を管轄するハローワークに届けなければなりません。

※「障害者職業生活相談員」の選任届けおよび解雇の届出の詳細は**ハローワーク**にご相談ください。

また、障害者職業生活相談員資格認定講習については**(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 東京高齢・障害者雇用支援センター**にお問い合わせください。

## 賃金・労働時間等の条件

障害者を雇用する上で、労働条件をどう設定し、働きやすい環境とするかは重要な問題です。多様な勤務形態の中から、それぞれ本人の障害の特性と程度にあった労働条件を選択する必要があります。

しかし、障害者との労働契約は基本的に通常の労働契約と変わりありませんので、障害を考慮して通常の労働者と異なる環境、条件を取り決めた場合は本人にそのことを十分説明し、個別契約としておくことが必要です。

また、賃金・労働時間等の条件を決める場合、雇用率の算定や在宅勤務者として認められる範囲について重度障害者等については特例がありますので、障害者を雇用する際は**ハローワーク**にご相談下さい。また、最低賃金の減額特例許可などは**労働基準監督署**に申請が必要ですので、直接ご相談いただくようお願いいたします。

### 労働相談情報センターのご紹介

都内各労働相談情報センターでは、賃金や労働時間など労働問題全般にわたって、相談に応じています。また、事業主や人事労務担当者の方々にも役に立つ各種セミナーを開催しています。ぜひご利用ください。（セミナーは『TOKYOはたらくネット』上からも申し込みます。）

[労働相談情報センター 連絡先一覧 P59]

TOKYOはたらくネット URL <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/>

## 1. 障害者雇用納付金制度

法定雇用率未達成の事業主から納付金を徴収し、障害者を多く雇用する事業主に調整金・報奨金を支給する制度です。

○障害者雇用納付金制度の概要

→ P24

○障害者雇用納付金制度に基づく助成金

→ P25

## 2. 助成金・制度等

### (1) 国の助成金・制度

○特定求職者雇用開発助成金

→ P26

○難治性疾患患者雇用開発助成金・発達障害者雇用開発助成金

→ P26

○精神障害者雇用安定奨励金

→ P27

○特例子会社等設立促進助成金

→ P27

○職場支援従事者（職場支援パートナー）配置助成金

→ P28

○重度障害者等多数雇用施設設置等助成金

→ P28

○在宅就業支援団体等活性化助成金

→ P29

### (2) 東京都の助成金・制度

○オーダーメイド型障害者雇用サポート事業

→ P30

○東京都中小企業障害者雇用支援助成金

→ P31

特定求職者雇用開発助成金が満了となる中小企業に、引き続き賃金助成を行います。

○東京都障害者雇用優良企業登録事業

→ P32

## 3. 障害者を雇用する事業所に係る税制上の優遇措置

→ P33

## 4. トライアル雇用・各種訓練制度等

事業主の障害者雇用への理解を深めるため、障害者を短期的に雇用したり、障害者の職場訓練を行う制度です。

### (1) 国の制度

○障害者トライアル雇用事業

→ P34

○精神障害者等ステップアップ雇用奨励金

→ P34

○障害者初回雇用奨励金（ファースト・ステップ奨励金）

→ P35

### (2) 東京都の制度

○障害者の態様に応じた多様な委託訓練

→ P35

○精神障害者社会適応訓練事業

→ P35

## 障害者雇用納付金制度

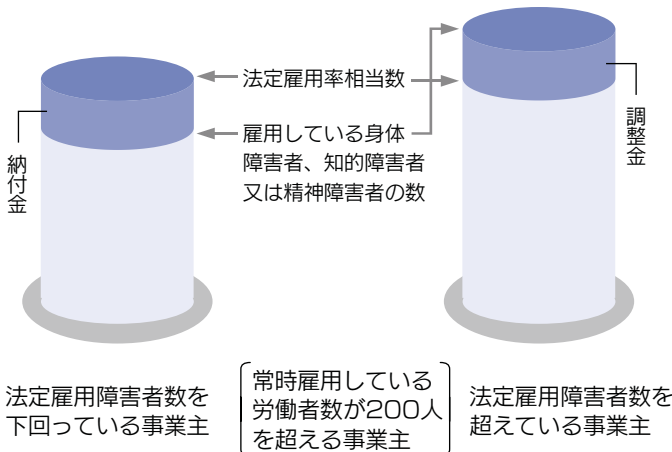
障害者雇用納付金制度は、障害者を雇用することは事業主が共同して果たしていくべき責任であるとの社会連帯責任の理念に立って、事業主間の障害者雇用に伴う経済的負担の調整を図るとともに、障害者を雇用する事業主に対して助成、援助を行うことにより、障害者の雇用の促進と安定を図るため「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき設けられた制度です。

### ■障害者雇用納付金制度の概要

#### 障害者雇用納付金の徴収 (1人当たり月額50,000円)

- 常時雇用している労働者数が200人を超える事業主は申告が必要
- 法定雇用率(1.8%)達成事業主も申告が必要
- 常時雇用している労働者数が200人を超える事業主で、法定雇用障害者数を下回っている事業主は障害者雇用納付金の納付が必要

注)平成22年7月から新たに制度の適用対象となった常時雇用している労働者数が200人を超え300人以下の事業主は、施行から5年間(平成22年7月から平成27年6月まで)納付金が1人月額40,000円に減額されます。また、平成27年4月から常時雇用している労働者数が100人を超える事業主に適用対象が拡大されます。このとき、新たに制度の適用対象となる常時雇用している労働者数が100人を超え200人以下の事業主は、施行から5年間(平成27年4月から平成32年3月まで)納付金が1人月額40,000円に減額されます。



独立行政法人  
高齢・障害・  
求職者雇用支  
援機構

#### 障害者雇用調整金の支給 (1人当たり月額27,000円)

- 常時雇用している労働者数が200人を超えており、雇用障害者数が法定数を超えている事業主の申請に基づき支給
- ※平成27年4月より、100人を超える事業主に拡大されます。

#### 報奨金の支給 (1人当たり月額21,000円)

- 常時雇用している労働者数が200人以下で一定数を超えて障害者を雇用している事業主の申請に基づき支給
- ※平成27年4月より、100人以下の事業主が対象となります。

#### 在宅就業障害者特例調整金の支給

- 障害者雇用納付金申告対象事業主で、在宅就業障害者への支払い総額を評価額(105万円)で除して得た数に調整額(63,000円)を乗じて得た額を一定の限度内で事業主の申請に基づき支給

#### 在宅就業障害者特例報奨金の支給

- 報奨金支給申請対象事業主で、在宅就業障害者への支払い総額を評価額(105万円)で除して得た数に報奨額(51,000円)を乗じて得た額を一定の限度内で事業主の申請に基づき支給

#### 各種助成金の支給

- 障害者を雇い入れるか雇用している事業主の作業施設や設備の改善や特別の雇用管理等を行うなどの措置について、一定の要件を満たしている場合、事業主の申請に基づき支給



## ■障害者雇用納付金制度に基づく助成金

雇用する障害者のために、施設・設備の整備等や適切な雇用管理を行うための特別な措置を実施する事業主等を対象とした障害者雇用納付金制度に基づく助成金が設けられています。

1 障害者作業施設設置等助成金	障害者の作業を容易にするために配慮された作業施設等の設置・賃借 →助成率2/3
2 障害者福祉施設設置等助成金	障害に配慮された福祉施設等の設置・整備 →助成率1/3
3 障害者介助等助成金	手話通訳・健康相談医師・職業コンサルタント等の配置又は委嘱等 →助成率3/4又は2/3
4 職場適応援助者助成金	①第1号職場適応援助者による援助費用（社会福祉法人等が対象） ②障害者雇用に伴う第2号職場適応援助者の配置費用（事業主が対象） →上記費用の一部を助成
5 重度障害者等通勤対策助成金	住宅の新築・賃借等、指導員の配置、駐車場の賃借等 →助成率3/4
6 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	対象障害者を1年以上継続して10人以上雇用し、雇用労働者数に占める対象障害者数の割合が2/10以上となる事業施設等の設置・整備 →助成率2/3（特例3/4）
7 障害者能力開発助成金（第4種） （グループ就労訓練に係る助成金）	障害者のグループを企業内で訓練させることで、雇用率対象となる労働者としての雇用を図る事業を実施 ・請負型・雇成型・派遣型・職場実習型があります。

詳細は(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 東京高齢・障害者雇用支援センターへ(P38)  
(ただし、4①については東京障害者職業センターへ(P39))

## 助成金・制度等

障害者の雇用を促進するために、次のような助成金制度や優遇措置が設けられています。

○特定求職者雇用開発助成金 国

## 1. 特定求職者雇用開発助成金とは

雇用保険の適用事業の事業主であって、ハローワーク等の紹介により、身体障害者、知的障害者または精神障害者を常用労働者または短時間労働者として雇入れ、助成金の支給後も引き続き、相当期間雇用することが確実であると認められる事業主に対して、賃金の一部を助成する制度です。

なお、対象労働者の雇入れ前後6ヶ月間に当該雇入れに係る事業所で、雇用する被保険者を事業主の都合により解雇したことがない等の一定の要件を満たすことが必要です。

## 2. 支給額

(6か月ごとの支給対象期に分けて支給されます。)

対象労働者 (一般被保険者)	① ②及び③以外の対象者	② 短時間労働者	③ 重度障害者等 (短時間労働者を除く)
大企業	50万円 (助成期間1年)	30万円 (助成期間1年)	100万円 (助成期間1年6か月)
中小企業	135万円 (助成期間1年6か月)	90万円 (助成期間1年6か月)	240万円 (助成期間2年)

※ 重度障害者等・重度障害者、45歳以上65歳未満の障害者、精神障害者

○難治性疾患患者雇用開発助成金 国

難病のある方の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、**難病のある方をハローワークの職業紹介により常用労働者として雇い入れる事業主**に対して賃金の一部に相当する額を助成します。

なお、事業主の方からは、雇い入れた難病のある方に対する配慮事項等についてご報告いただきます。

○発達障害者雇用開発助成金 国

発達障害者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、**発達障害者をハローワークの職業紹介により常用労働者として雇い入れる事業主**に対して賃金の一部に相当する額を助成します。

なお、事業主の方からは、雇い入れた発達障害者に対する配慮事項等についてご報告いただきます。

## 支給額 (難治性疾患患者雇用開発助成金・発達障害者雇用開発助成金 共に同額)

※ 6か月ごとの支給対象期に分けて支給されます。

対象労働者 (一般被保険者)	① ②以外の対象者	② 短時間労働者
大企業 (助成期間1年)	50万円	30万円
中小企業 (助成期間1年6か月)	135万円	90万円

上記助成金についての詳細は最寄りのハローワークへ (P53)

## ○精神障害者雇用安定奨励金 国

精神障害者の雇用を促進し職業定着を図るため、精神障害者の雇入れや休職者の職場復帰にあたり、精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対して奨励金を支給します。

### 奨励金の内容

名称	対象	支給額	対象事業主
1 精神障害者支援専門家活用奨励金	精神障害者の雇用管理に関する業務を行う精神保健福祉士等の精神障害者支援専門家を新たに雇用又は委嘱した場合	①雇用する場合 年180万円を上限 (短時間労働者は年120万円を上限) ②委嘱する場合 1回1万円 (年24万円を上限)	精神障害者を新規雇用する事業主
2 社内精神障害者支援専門家養成奨励金	社内の専門人材を養成するため、従業員に精神保健福祉士等の養成課程を履修・修了させた場合	養成課程を履修に要した費用の2/3 (上限50万円)	
3 社内理解促進奨励金	従業員に精神障害者の支援に関する講習を受講させた場合	講習に要した費用の1/2 (1回5万円を上限、年25万円を上限)	精神障害者を新規雇用又は休職者を職場復帰させる事業主
4 ピアサポート体制整備奨励金	社内の精神障害者を他の精神障害者に対する相談等を行う担当者として配置した場合	配置した社内精神障害者1人当たり25万円	

## ○特例子会社等設立促進助成金 国

平成21年2月6日以降に設立する特例子会社又は重度障害者多数雇用事業所であって、身体・知的・精神障害者を10人以上雇用するものを設立した事業主に対する助成金です（※雇用失業情勢が改善するまでの時限措置）。支給額は以下のとおり、支給期間は2年6ヶ月です。

### 【現行の支給額】雇入れ完了日（平成24年3月31日まで）

支給対象障害者数	助成金額（2年6ヶ月）		
	第1期（6ヶ月）	第2期（1年）	第3期（1年）
10人以上15人未満	2,000万円	1,000万円	1,000万円
15人以上20人未満	3,000万円	1,500万円	1,500万円
20人以上25人未満	4,000万円	2,000万円	2,000万円
25人以上	5,000万円	2,500万円	2,500万円



### 【見直し後の支給額】雇入れ完了日（平成24年4月1日以降）

支給対象障害者数	助成金額（2年6ヶ月）		
	第1期（6ヶ月）	第2期（1年）	第3期（1年）
10人以上15人未満	1,000万円	500万円	500万円
15人以上20人未満	1,500万円	750万円	750万円
20人以上25人未満	2,000万円	1,000万円	1,000万円
25人以上	2,500万円	1,250万円	1,250万円

この他、助成金の支給には一定の要件があります。

上記助成金についての詳細は最寄りのハローワークへ（P53）

## ○職場支援従事者（職場支援パートナー）配置助成金 国

重度知的障害者または精神障害者を、ハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れ、職場支援従事者（職場支援パートナー）の配置を行う事業主に対して助成金を支給します。

支給期間は3年間で、支給対象期ごとに支給されます。

支給対象労働者の数（職場支援従事者1人あたり3人を上限）に、次に掲げる区分に応じた額を乗じて得た額（ただし、賃金額が上限）が支給額です。

	中小企業以外	中小企業
短時間労働者以外の者	3万円	4万円
短時間労働者	1.5万円	2万円

この他、助成金の支給には一定の要件があります。

## ○重度障害者等多数雇用施設設置等助成金 国

障害者に配慮した事業施設・設備を設置し、重度障害者などを多数雇用した上で、地域の障害者雇用に特に貢献すると認められる事業主に対し、助成金を支給します。

### 助成要件

下記(1)(2)を満たす事業主に対して、対象障害者のための事業施設・設備を設置するのに要した費用の一部を助成します。

- (1) 重度身体障害者・知的障害者（重度でない知的障害者である短時間労働者を除く）・精神障害者（以下「対象障害者」という）について、以下の全てをみたすこと
- ① 常用労働者として、新規に10人以上雇用
  - ② 継続して雇用している対象障害者と①との合計が15人以上
  - ③ ②の対象障害者の全常用労働者に占める割合が2/10以上
- (2) 地域の障害者雇用に特に貢献すると認められる事業主であること

この他、助成金の支給には一定の要件があります。

### 助成額

対象障害者数	助成率	限度額
15人以上 (うち新規雇用10人以上)	2/3 (※1)	1億円 (※2)

※1 第3セクター企業等の事業主である場合は3/4

※2 第3セクター企業、特例子会社等の事業主は、支給対象障害者数の人数に応じて次の①②の限度額を適用。

①支給対象障害者数20人以上（うち新規雇用15人以上）：1億5千万円

②支給対象障害者数25人以上（うち新規雇用20人以上）：2億円

上記助成金についての詳細は最寄りのハローワークへ（P53）

## ○在宅就業支援団体等活性化助成金 国

在宅就業障害者に対する就業機会の確保・提供、職業講習、就職支援等を行う在宅就業支援団体等の事業主が、当該事業の活性化を図る場合に、その活性化に要した費用の一部を助成します。

### 助成要件

以下の①又は②に該当する事業主であって、在宅就業障害者に対する就業機会の確保等の事業を活性化するための計画（活性化計画）を策定し、都道府県労働局長の受給資格認定を受けた事業主

- ① 障害者雇用促進法第74条の3第1項により「在宅就業支援団体」として、厚生労働大臣の登録を受けた法人の事業主
- ② 常時5人以上の在宅就業障害者に対し、在宅就業障害者の希望に応じた就業の機会を確保し、及び在宅就業障害者に対して組織的に提供する業務を継続的に実施しているとともに、一定の要件を満たす法人の事業主

※この他にも要件があります。

### 支給額

#### 1 活性化助成金

活性化計画に掲げる事業に要した費用の一部を支給（助成率：1/2）  
ただし、支給期間（6か月）ごとに200万円を限度とします。

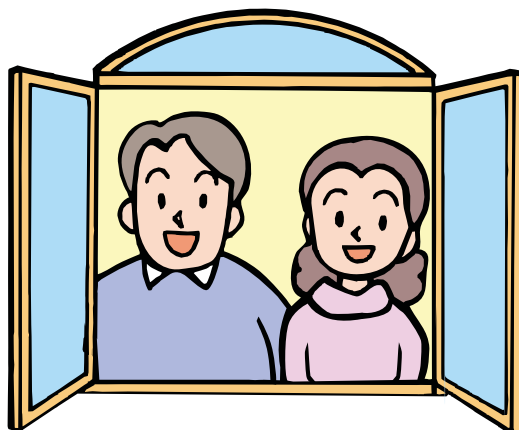
#### 2 雇用推進加算金

活性化計画の対象者が常用雇用された場合に1人当たり10万円を加算

上記助成金についての詳細は最寄りのハローワークへ（P53）

## 第3セクター方式による重度障害者雇用モデル企業の育成

東京都では、民間活力を導入して経営を維持しながら、重度障害者とその能力を十分に発揮できるような様々な配慮を行った「第3セクター方式による重度障害者雇用モデル企業」の育成事業を進め、障害者の雇用の場の拡大を図るとともに、特例子会社制度の普及啓発に努めています。



## 中小企業のお取組をサポートします。

### オーダーメイド型障害者雇用サポート事業

- 趣旨・目的 採用前の社内環境整備から採用後の定着まで、障害者雇用に専門的な知識を有する担当の支援員が、企業ごとのニーズに合わせたオーダーメイドの支援計画を作成し、企業の障害者雇用を支援します。
- 支援要件 (1) おおむね50人以上300人以下の規模の中小企業であること  
(2) 障害者を初めて雇用する中小企業又は異なる障害種別の障害者を雇用する中小企業であること
- 支援の流れ（プランニングから定着支援まで）

#### インテーク

支援員が企業を訪問し、ヒアリングや職場環境の確認を行いながら、個々の企業のニーズに沿った形で支援するための準備を行います。

#### 支援①

##### 障害者雇用の理解

- 従業員に対して…障害者（障害の特性）についての説明
- 企業に対して …利用可能な助成金の説明 など

#### 支援②

##### 職務の選定・受入体制作り

- 業務の選定…障害者に作業可能な仕事があるか点検し、業務を切り出す
- 実習…障害者を実習生として受け入れる など

**採用**

支援員がハローワークに同行して求人募集の手続きをサポートします。また、マッチング支援を行います。

#### 支援③

##### 環境調整（雇用障害者に対応した社内の体制づくり）

- 障害者に対して…職場適応への指導
- 企業に対して…ジョブコーチによる環境評価に基づき社内の環境調整

#### 支援④

##### 定着支援

- 企業・障害者に対して…企業内部での支援体制の構築や地域の支援機関への移行支援 など

※本事業への参加により特別な補助金等が支給されるものではありません。雇用障害者とのマッチングは、ハローワーク等の職業紹介機関の紹介を受けていただきます。

お申込・お問合せ先

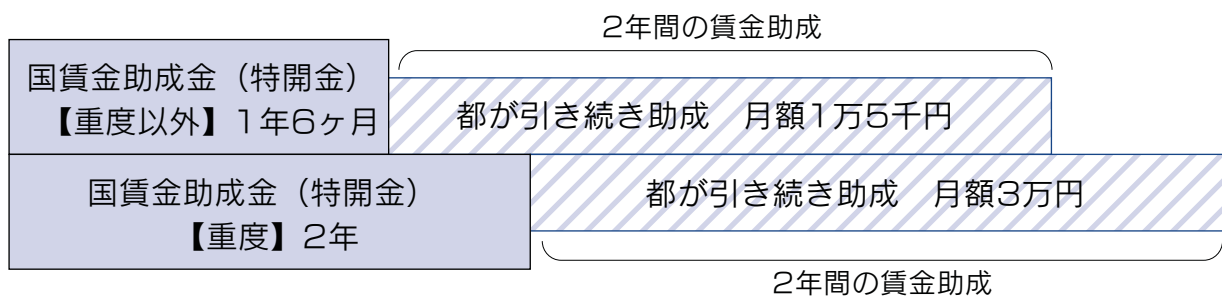
東京都産業労働局 雇用就業部 就業推進課 障害者雇用促進係 電話03-5320-4663

障害者雇用を検討している、または、障害者対象の特定求職者雇用開発助成金の支給を受けている中小企業の障害者雇用継続を支援します。

## 東京都中小企業障害者雇用支援助成金

### ●趣旨・目的

大企業と比べて障害者雇用が進んでいない都内の中小企業に対して、国の賃金助成である特定求職者雇用開発助成金の支給対象となる障害者を支給対象期間満了後も引き続き雇用する場合に、さらに都独自の賃金助成を行い、併せて、相談員の巡回訪問により、障害者雇用の拡大と職場定着の一層の促進を図ります。



### ●助成要件

- ・障害者を雇用し、国（ハローワークに支給申請書を提出）の特定求職者雇用開発助成金の支給を受け、平成20年3月31日～平成25年3月30日までの間に支給対象期間が満了となった後も、引き続き雇用を継続する事業主であること。
- ・中小企業であること（ただし、特例子会社を除く）。
- ・障害者の就労場所が都内であること。
- ・障害者の雇用管理をより適正なものとするため、相談員の巡回訪問・相談を受けること。

### ●助成内容

- ・重度障害者等・・・一人当たり 月額3万円（定額）
- ・上記以外・・・一人当たり 月額1万5千円（定額）  
※6ヶ月ごとにまとめて支給いたします。

### ●支給対象期間

最長2年

### ●申請方法

特定求職者雇用開発助成金の最終期の受給満了前、又は満了後速やかに（受給満了後おおむね4ヶ月以内）「継続雇用計画書」を作成・押印の上、下記担当までご提出ください。

東京都産業労働局 雇用就業部 就業推進課 障害者雇用促進係  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎31階北側  
TEL 03-5320-4663

【「継続雇用計画書」は下記のホームページからダウンロードできます。】

TOKYOはたらくネット <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/>

## 東京都障害者雇用優良企業登録事業

- **趣旨・目的** 障害者を率先して雇用し、その能力活用に積極的な中小企業に対し、シンボルマークを付与のうえ、その取組を広くホームページ等で紹介することにより、障害者雇用の促進を図ります。
- **登録要件** 下記の全ての条件を満たしている民間企業等です。
  - (1) 都内に本社又は事業所を設置していること。
  - (2) 障害者雇用率が2.1%以上であること。
  - (3) 常用労働者数が300人未満であること。
  - (4) 特例子会社ではないこと。
  - (5) 都が実施する普及啓発事業にご協力いただけること。
  - (6) 労働関係法規を遵守していること。
  - (7) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- **登録企業のメリット**
  - (1) 東京都障害者雇用優良企業シンボルマーク・名称を使用することができます。
  - (2) 登録企業の企業名を障害者雇用の取組とともに東京都のホームページで公表します。
  - (3) 東京都中小企業融資制度の産業力強化融資（チャレンジ）の申込を行うことができます。  
（融資の可否は、金融機関及び保証協会の審査の結果によります。）  
※有効期限は3年です。更新は手続きを行うことにより可能です。
- **登録申請方法** 「東京都障害者雇用優良企業登録申請書」に以下の書類を添えて、下記担当までご提出ください。
  - (1) 会社概要
  - (2) 直近に国へ報告した障害者雇用状況報告書の写し  
（常用労働者数56～300人未満の企業等）  
※労働者数56人未満の企業等は、雇用している障害者の障害者手帳の写し
  - (3) 「東京都障害者雇用優良企業」必要事項申告書



東京都産業労働局 雇用就業部 就業推進課 障害者雇用促進係  
 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎31階北側  
 TEL 03-5320-4663

【「申請書」は下記ホームページからダウンロードできます】

TOKYOはたらくネット <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/>

### 東京都の融資制度～産業力強化融資(チャレンジ)

東京都障害者雇用優良企業登録事業において登録を受けた企業や福祉を目的とした設備導入・設備改善を行う企業等に対する融資制度です。

詳細は産業労働局金融部金融課へ



## 障害者を雇用する事業所に係る税制上の優遇措置

障害者を雇用する事業所にかかわる税制上の優遇措置は、租税特別措置法、所得税法、法人税法及び地方税法により講じられています。その概要は次のとおりです。

項目	要件	内容
機械等の割増償却 (税務署)	1. 青色申告者であること 2. 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと ① 障害者雇用割合が50%以上 ② 障害者を20人以上雇用している場合は障害者雇用割合が25%以上 ③ 常時雇用する障害者等が20人以上でその障害者等のうち重度障害者等が50%以上であり、かつ、法定雇用障害者数以上を達成 3. その年又は前年以前5年内(個人)、その事業年度又はその事業年度開始の日前5年以内に開始した各事業年度(法人)において取得、製作、建設した機械及び装置、工場用の建物及びその附属設備並びに一定の車両及び運搬具であること	普通償却限度額の24%(工場用建物及びその附属設備については32%)の割増償却ができる。
助成金の課税の特例措置等 (税務署)	次の助成金を受けて固定資産を取得した事業主 1. 障害者作業施設設置等助成金 2. 障害者福祉施設設置等助成金 3. 重度障害者等通勤対策助成金 4. 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 5. 障害者能力開発助成金	固定資産の取得又は改良に充てられた助成金の額は総収入金額に不算入(所得税)又は圧縮記帳により損金算入(法人税)することができる。
不動産取得税の軽減 (都税事務所)	1. 障害者を20人以上雇用※ 2. 雇用割合が50%以上※ 3. 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金または重度障害者等多数雇用施設設置等助成金を受給して平成25年3月31日までの間に取得した事業用施設(事業の用に供するものに限る。) 4. 取得者が取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したとき	価格の1/10に相当する額に税率を乗じて得た額を税額から減額
固定資産税の軽減 (市役所町村役場)  東京都23区内は 都税事務所	1. 障害者を20人以上雇用※ 2. 雇用割合が50%以上※ 3. 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金または重度障害者等多数雇用施設設置等助成金を受給して平成25年3月31日までの間に取得した事業用家屋(事業の用に供するものに限る。)	税率を乗じる価格(課税標準額)を5/6に減額(新たに課税する年度から5年度分)
事業所税の軽減 (市役所)  東京都23区内は 都税事務所	障害者を雇用  1. 障害者を10人以上雇用 2. 雇用割合が50%以上※ 3. 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金または重度障害者等多数雇用施設設置等助成金の受給	従業者割については、免税点の判定及び課税標準(従業者給与総額)の算定において、障害者(役員を除く。)を従業者から除く。  資産割については、当該事業所の床面積の1/2に相当する面積を控除

※ 重度障害者の雇用人数や雇用割合のカウントの仕方についてはP8を参照してください。

要件など詳細は税務署など関係機関へお問い合わせください。

## トライアル雇用・各種訓練制度 等

障害者を雇用するにあたって、試行的な雇用の制度や各種訓練制度を利用することは、事業主にも、また、障害者本人にとっても有効です。ぜひ積極的な活用をお願いします。

### ■障害者トライアル雇用事業

#### ○トライアル雇用とは

障害者雇用の経験が乏しく、障害者の雇入れを躊躇している事業主に対して、ある障害種別・障害部位別の障害者を受け入れることで、事業主に知識や雇用経験を蓄積していただき、受け入れ等についての不安感を除去することで、以後同様の障害者の雇用に取り組むきっかけ作りを進めていただくことを目的とするものです。事業主は、最大3か月間のトライアル雇用を行うことにより、対象労働者の適性或業務遂行の可能性などを実際に見極めた上で、トライアル雇用終了後に本採用するかどうかを決めることができます。

#### ○対象障害者

障害程度が重い者、過去の相当期間において、短時間の就業及び転職を繰り返しており、その適性或職場適応を見極めることが必要である者、繰り返し職業紹介を行っているものの採用に結びつかず、実際の職場での雇用場面を通じて、その適性或職場対応を見極めることが必要である者など。

#### ○対象となる事業主

- ① 過去に障害者の雇入れ経験がない事業所、または現在障害者を雇用しておらず、障害者雇用に関するノウハウが乏しい事業所
- ② 現在障害者を雇用しているものの、障害者雇用に関するノウハウが乏しいとハローワークが判断する事業所が、トライアル雇用を実施する場合
- ③ 過去に障害者の雇入れ経験があり、障害者雇用のノウハウが十分であるとハローワークが判断する事業所が、特に就職が困難であるとハローワークが判断する者または当該事業所で同一職種での雇入れ経験がない障害種別・障害部位別の障害者について、トライアル雇用を実施する場合

※ いずれもハローワークにおいてトライアル雇用対象者として登録されている求職者を対象とする場合に限る。

注1) 奨励金のインセンティブとしての効果がより発揮できるようにするため、平成24年6月21日以降、試行雇用奨励金の支給対象範囲について、障害者トライアル雇用の目的に、より合致した事業所に限定されました。

(上記①に該当する事業所が試行雇用奨励金の支給対象となります。試行雇用奨励金の支給額は対象労働者1人あたり月額4万円で最大12万円です。)

注2) 障害者の雇入れについて不安感等を有する、上記②または③に該当する事業所が、それぞれに定める対象者に対してトライアル雇用の実施を希望する場合は、試行雇用奨励金の支給対象外ではあるものの、引き続き、障害者トライアル雇用の実施は可能としています。

**奨励金には一定の要件等がありますので、詳しくは最寄りのハローワーク(P53)にお問い合わせください。**

### ■精神障害者等ステップアップ雇用奨励金

精神障害者及び発達障害者(以下「精神障害者等」という)を試行的に雇用し、短時間の就業から始め、一定の時間をかけて、仕事や職場への適応状況をみながら、徐々に就業時間を延ばしていく「ステップアップ雇用」に取り組んでいただく事業主の方に「ステップアップ雇用奨励金」を支給し、事業主と精神障害者等の相互理解を深め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを図っていきます。

### ○ステップアップ雇用とは

- ・ステップアップ雇用は、ハローワークに求職登録している精神障害者等を、ハローワークの紹介により雇入れ、事業主と対象労働者との間に有期雇用契約を締結して実施します。
- ・契約期間は、原則として3ヶ月以上12ヶ月以内、1週間の労働時間は、原則として週10時間以上となります。
- ・ステップアップ雇用開始後は、対象者の職場への適応状況等に応じて徐々に就労時間を延長し、週20時間以上働くことを目指していきます。また、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の支援機関が、必要に応じて対象者の職場適応等について、助言や援助等を行います。
- ・精神障害者等2人以上5人以下のグループでステップアップ雇用を実施し、支援担当者を選任して対象者の援助を行う場合は、ステップアップ雇用奨励金に加えて、グループ雇用奨励加算金が支給されます。

### ○対象障害者

ステップアップ雇用の対象となる障害者は、公共職業安定所に求職申込みしている方で以下のいずれかの要件にも該当する方のうち、作業遂行能力等からみて、ステップアップ雇用の実施が、常用雇用への移行に必要と、ハローワークの所長が判断する方となります。

- ・障害者雇用促進法第2条第6項に規定する精神障害者
- ・発達障害者支援法第2条に規定する発達障害者（平成22年10月1日～）

### ○ステップアップ雇用奨励金等の金額

ステップアップ雇用を実施していただいた事業主の方には、ステップアップ雇用の対象労働者1人につき、月額25,000円が最大12ヶ月間支給されます。

また、グループ雇用奨励加算金の金額は、1グループにつき月額25,000円が最大12ヶ月支給されます。

## ■障害者初回雇用奨励金（ファースト・ステップ奨励金）

障害者雇用の経験のない中小企業(障害者の雇用義務制度の対象となる56人～300人規模の中小企業)において、ハローワークの紹介により身体・知的・精神障害者を初めて継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対する奨励金（※雇用失業情勢が改善するまでの時限措置）です。

支給額は、1人目の障害者を雇用することに対し、100万円です。

（但し、重度障害者以外の障害者を短時間労働者として雇い入れる場合は2人以上の雇い入れをもって1人目とみなします。）

**障害者トライアル雇用事業、精神障害者等ステップアップ雇用奨励金、  
障害者初回雇用奨励金（ファースト・ステップ奨励金）の詳細は、ハローワークへ（P53）**

## ■障害者の態様に応じた多様な委託訓練

企業をはじめ社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等、多様な委託先を活用して職業訓練を実施するものです。訓練を実施した障害者を、訓練終了後、雇用することも可能です。

⇒詳細はP48をご参照下さい。

## ■精神障害者社会適応訓練事業

精神障害者が地域で生活することを可能にするため、社会復帰に理解ある事業所に一定期間通い、就労への意欲、仕事の集中力、持続力、人づきあいなど社会復帰に必要な適応能力の向上を目的に行う訓練です。

- ・訓練期間は6ヶ月を単位として、必要に応じて最長3年まで更新できます。
- ・訓練期間中は協力事業所に対し委託料1日1人あたり3,465円が支給されます。（うち1,100円は訓練者に対する訓練手当として支給します。）

**訓練の実施にあたり、ご協力いただける事業所を募集しています。**

**詳細は福祉保健局自立生活支援課まで 協力事業所の登録及び利用希望者は最寄りの保健所へ**

## 1. 職業紹介・情報提供

- |                        |       |         |
|------------------------|-------|---------|
| ○ハローワーク                | → P37 | 連絡先→P53 |
| ○独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 | → P37 | 連絡先→P55 |
| ○東京高齢・障害者雇用支援センター      | → P38 | 連絡先→P55 |
| ○中央障害者雇用情報センター         | → P38 | 連絡先→P55 |
| ○労働相談情報センター            | → P22 | 連絡先→P59 |
| ○東京都難病相談・支援センター        | → P17 |         |

## 2. 就労支援機関

- |                 |          |            |
|-----------------|----------|------------|
| ○東京障害者職業センター    | → P39・40 | 連絡先→P55    |
| ○障害者就業・生活支援センター | → P41～44 | 連絡先→P56    |
| ○区市町村障害者就労支援事業  | → P44    | 連絡先→P56～58 |

## 3. 各種訓練機関等

- |  |          |         |
|--|----------|---------|
| ○東京障害者職業能力開発校                              | → P45    | 連絡先→P55 |
| ○都立職業能力開発センター                              | → P46    | 連絡先→P55 |
| ○(公財)東京しごと財団 障害者就業支援課                      | → P47・48 | 連絡先→P55 |
| ○東京都心身障害者福祉センター                            | → P49    | 連絡先→P59 |
| ○東京都立(総合)精神保健福祉センター                        | → P50    | 連絡先→P59 |
| ○東京都発達障害者支援センター<br>＜TOSCA(トスカ)＞            | → P50    | 連絡先→P59 |
| ○都立特別支援学校                                  | → P51・52 | 連絡先→P60 |
| ○障害福祉サービス事業所<br>・就労移行支援事業所<br>・就労継続支援事業所 等 | → P13    |         |

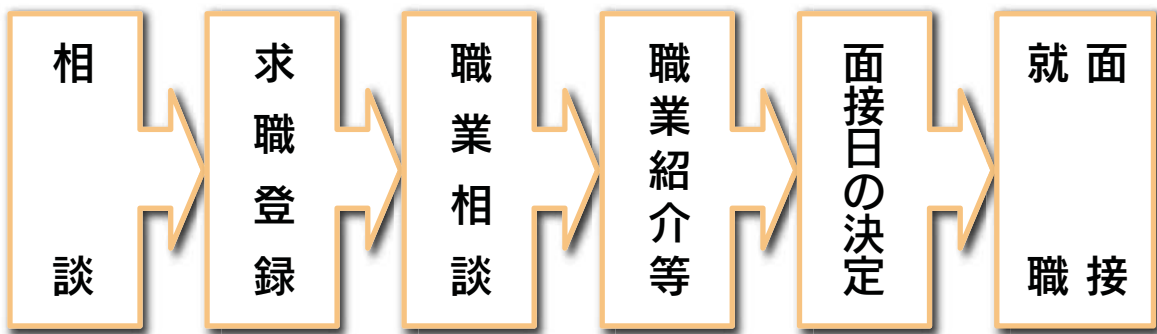
## 職業紹介・情報提供

### ハローワーク（公共職業安定所）

障害者の採用や求人・求職者情報、関連する制度等についてのご相談は、最寄りのハローワーク（公共職業安定所）へご連絡ください。ハローワークには障害者専門の職業相談窓口とともに企業の障害者雇用の窓口となる雇用指導官が配置されています。また、雇用保険や公共職業訓練などの各種相談も受けています。

**【都内のハローワーク一覧 P53】**

#### ○ハローワークでの求職の流れ



### 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」は、障害者と高齢者等の雇用支援を一体的に実施する組織として、設立された組織です。障害者関係業務として、次の業務を行っています。

- 障害者職業センターの設置及び運営、障害者職業能力開発校の運営
- 障害者雇用納付金関係業務（納付金の徴収、助成金等の支給、障害者技能競技大会の開催、障害者雇用に関する実践的手法の開発・講習・啓発等）

本部組織内には、職業リハビリテーション関係施設の中核的な機関として「障害者職業総合センター」があります。そこでは、職業リハビリテーションサービスの基盤整備と質的向上を図るため①職業リハビリテーションに関する調査・研究、②効果的な職業リハビリテーション技法の開発、③職業リハビリテーションに関する研究成果の普及及び情報提供、④職業リハビリテーションの専門的な人材の育成を行っています。

詳細は、**（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ（URL <http://www.jeed.or.jp>）**をご覧ください。

#### 障害者雇用マニュアル等の作成

事業主の方が障害者雇用を進める上で役立つ、読みやすくわかりやすいマニュアル等を作成しております。当機構ホームページでご覧いただけます。

送付を希望される場合は、ホームページから請求していただくか、下記までお問い合わせ下さい。

〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-3 障害者職業総合センター内  
雇用開発推進部雇用開発課 TEL 043-297-9513 FAX 043-297-9547

## 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 東京高齢・障害者雇用支援センター

各種助成金の申請、雇用相談・助言、障害者職業生活相談員資格認定講習などを行っています。

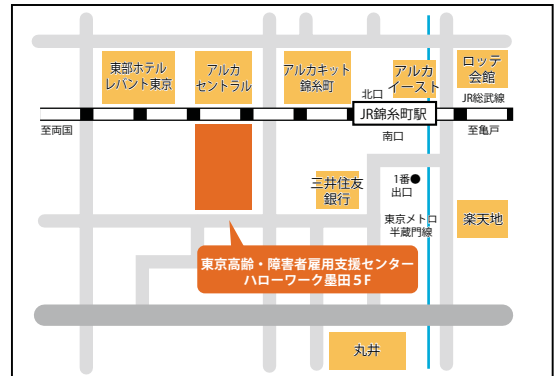
〒130-0022

墨田区江東橋2-19-12

墨田公共職業安定所5階

TEL 03-5638-2284・2794

FAX 03-5638-2282



### 第11回東京障害者技能競技大会（アビリンピック）開催

東京都及び東京高齢・障害者雇用支援センターでは、障害のある方々が、日ごろ培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、広く障害のある方々に対する理解と認識を高め、その雇用の促進を図ることを目的として開催します。皆様のご参加をお待ちいたしております！

開催日：平成25年2月16日（土）

会場：東京障害者職業能力開発校（東京都小平市）

競技種目：ワープロ（身体・精神障害者対象）

パソコンデータ入力（知的障害者対象）

ビルクリーニング（身体・精神・知的障害者対象）

喫茶サービス（知的障害者対象）

パソコン操作（視覚障害者対象）

オフィスアシスタント（身体・精神・知的障害者対象）

（競技種目等については、変更する場合がありますのでお問い合わせ下さい。）

詳細は、東京高齢・障害者雇用支援センターまたは産業労働局雇用就業部能力開発課技能評価担当まで

## 中央障害者雇用情報センター

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 雇用開発推進部内）

当センターでは、次のような業務を行っています。

- 障害者雇用エキスパートによる専門的相談・援助（採用配置、職場適応、受入れ体制の整備等）
- 就労支援機器の展示及び導入にかかる相談
- 障害者雇用に関するビデオ・DVDの貸出し

〒130-0022

墨田区江東橋2-19-12

墨田公共職業安定所5階

TEL 03-5638-2792

FAX 03-5638-2282



### 障害者の就労支援機器の貸出し制度

積極的に活用を！

機器等の貸出し先は、「障害者を雇用する事業主」と「障害者を雇用する事業主が構成する団体」です。貸出期間は原則として6ヶ月、経費は無料となっています。このほか、機器の種類、条件等ありますので、詳細はホームページをご覧ください。 <http://www.kiki.jeed.or.jp/>

## 就労支援機関

### 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 東京障害者職業センター・東京障害者職業センター多摩支所

ハローワークと密接に連携し、障害者の就職の相談・支援、事業主に対する障害者雇用の相談・支援、関係機関に対する職業リハビリテーションの技術的助言・援助を行う専門機関です。

#### 《障害者に対するサービス》

##### ■ 職業指導・職業評価

- 就職活動を円滑に実施できるように、適切な職業選択が行えるように、また職場で安心して働き続けられるように、相談や助言を行います。
- 就職の希望などを把握した上で、職業能力等を評価し、それらを基に就職して職場に適應するために必要な支援内容、方法等を含む、個人の状況に応じた支援計画を策定します。

##### ■ 職業準備支援

- 障害者に対して、就職または職場適応に必要な次の支援を行います。
- 障害特性の詳細な把握や職業上の課題の分析とその改善を図るためのセンター内での作業支援（常設の模擬的就労場面を利用した作業支援）
  - 職業に関する知識の習得を図るための支援（職業準備支援カリキュラム）
  - 精神障害者を対象とした社会生活技能等の向上を図るための支援（精神障害者自立支援カリキュラム）
  - 発達障害者を対象とした職務遂行技能等の向上を図るための支援（発達障害者就労支援カリキュラム）（多摩支所では平成25年度から実施）

#### 《障害者・事業主双方に対するサービス》

##### ■ 精神障害者職場復帰支援

うつ病等により休職している方を対象に、職場復帰に向けた事業所・主治医とのコーディネートや、復職に向けたウォーミングアップ等の各種支援を行います。

##### ■ 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業

知的障害者、精神障害者、発達障害者等の職場適応を容易にするため、職場にジョブコーチを派遣し、障害者及び事業主に対して、障害特性を踏まえた直接的・専門的な支援を行います。

## 《事業主に対するサービス》

### ■ 障害者の雇い入れ、雇用管理等に関する援助

障害者の雇い入れ、配置、職務設計・指導方法等、障害者の雇用管理に係る助言や援助を行います。

### ■ 雇用管理サポート事業

医療、建築・工学、社会福祉、能力開発、労務管理等、それぞれの領域の専門家と協力して、事業主の相談に対する具体的な支援を行います。

#### (雇用管理サポート講習会)

企業の人事、労務担当者に対して、障害特性や雇用管理方法等をテーマにし、講義や意見交換を通じて実務に役立つ講習会を実施します。

## 《関係機関に対するサービス》

支援計画の策定や支援の実施方法、他機関との連携方法等の職業リハビリテーションに関する技術的な助言・援助を行います。

### 東京障害者職業センター

〒110-0015  
台東区東上野4-27-3  
上野トーセイビル3階  
TEL 03-6673-3938  
FAX 03-6673-3948



### 東京障害者職業センター多摩支所

〒190-0012  
立川市曙町2-38-5  
立川ビジネスセンタービル5階  
TEL 042-529-3341  
FAX 042-529-3356





## 地域における障害者の就業・就労支援機関

地域において、障害者の就労を支援する機関が増えてきています。

これらは、福祉作業所通所者や在宅の障害者などを対象に、より身近な地域においてきめ細やかな支援を行っていきこうとするものです。障害者の方々の雇用を地域の中で考えていくという視点も重要です。事業主の方々においても、ぜひご協力のほどお願いいたします。

### 障害者就業・生活支援センター

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて設置されており、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活支援を行うものです。

#### ワーキング・トライ[板橋区]

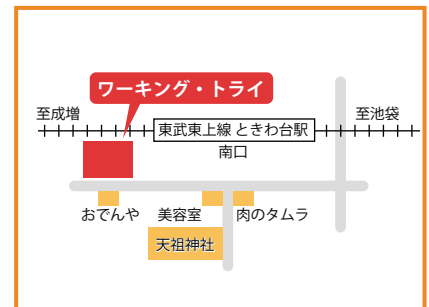
- 一般企業で「働くこと」「働き続けること」を希望している方に対して、職業の安定と自立を図るため、就労や生活に関する相談や支援を継続的に行います。
- これから障害者雇用を始めようとする企業の方、すでに障害者雇用を行っている企業からのご相談に応じます。
- 施設職員・障害者雇用支援者の方々への研修や、情報収集及び提供を行います。

##### 障害のある人、ご家族、支援者の方へ

- ・就労生活相談
- ・雇用支援プランの作成
- ・職場開拓
- ・就職活動支援
- ・職業準備訓練、職場実習先の情報提供
- ・職場定着支援

##### 事業主の方へ

- ・雇用、職場実習に関する相談
- ・職場定着に関する相談
- ・情報提供



\*ご利用につきましては、下記連絡先までお問い合わせ下さい。

〒174-0072 板橋区南常盤台2-1-7

TEL 03-5986-7551 FAX 03-3554-8202 E-mail worktry@jhcitabashi.or.jp

## アイキャリア [世田谷区]

利用していただく方への相談・支援を行うこと、事業主に対しての助言を行うこと、及び関係機関と連携することを柱として、障害者の就労を包括的に支援します。

### 障害者の方へ

- ・ 支援対象障害者からの相談に対する指導・助言
- ・ ハローワーク、障害者職業センター、医療機関などの関係機関との連絡調整
- ・ 障害者職業センターや協力事業所における職業準備訓練及び職場実習のあっせんと、訓練期間中の支援
- ・ 就職後の職場定着支援・職業生活への助言

### 事業主の方へ

- ・ 障害者雇用、雇用管理、職場実習、各種助成金等に関する相談
- ・ 特に障害者雇用に不安や戸惑いを感じている事業主への相談・助言及び職務切り出し等の技術的支援
- ・ 障害者の就労・職場定着支援

### 施設及び医療機関職員・就労支援担当者の方へ

- ・ 就労支援のノウハウや事業所支援の方法などスムーズな支援体制作りの研修や支援



\*ご利用につきましては、下記連絡先までお問い合わせ下さい。

〒158-0091 世田谷区中町2-21-12 なかまちNPOセンター306号

TEL 03-3705-5803/03-6809-8387 FAX 03-3705-5803

E-mail i-cari@nifty.com

## オープナー [国立市]

働くことを希望している障害者と事業所の皆様への支援をします。  
地域の中で安心して働き、自立した生活を送るために必要な事を共に考えていきます。

### 障害者の方へ

- 1) 就職前相談…………… ご相談を通して、就職までの計画を一緒に考えます。その他、就職に関して様々なご相談にお応えします。
- 2) 就職準備…………… 職業訓練の紹介とサポート。企業やハローワーク・市役所等での職場実習を実施します。
- 3) 求職活動…………… 履歴書・職務経歴等の必要書類作成のアドバイス、就職面接（練習・同行）、ハローワークとの連携。
- 4) 就職スタート期… ジョブコーチ支援、各種実習・制度の利用、スタート時の就業条件を事業主とご相談させていただきます。
- 5) 就職後…………… 電話相談や面接相談、会社訪問の支援をします。



### 事業主の方へ

- 1) 相談…………… 実習受け入れ・雇用する際の相談を随時受け付けています。
- 2) 情報提供…………… 障害をお持ちの方の雇用・サポート・各種助成金制度の活用等必要な情報を提供いたします。

\*ご利用につきましては、下記連絡先までお問い合わせ下さい。

〒186-0003 国立市富士見台1-17-4

TEL 042-577-0079 (オープナー直通) FAX 042-575-5911

E-mail opener@shuro.jp

## WEL'S TOKYO[千代田区]

「私たちがサービスを提供するのは、障害のある方と企業の双方です。」

障害者就業・生活支援センターWEL'S TOKYOの特徴は、障害のある方と企業双方の支援をすることにあります。企業の所在地、求職者、在職者の在住区市を限定せず、ご相談等をお受けいたします。

### 障害のある方・ご家族・支援機関の方へ

- ・就労相談
- ・ハローワーク、職業センター等関係機関との連絡調整
- ・職場実習情報提供
- ・職業準備訓練のあっせんと職場実習支援
- ・各種研修

### 企業の方へ

- ・雇用に係る相談
- ・雇用管理サポート（情報提供、職務分析、職場実習支援、研修等ニーズに応じて組み立てます。）



\*ご利用につきましては、下記連絡先までお問い合わせください。

- ・NPO法人WEL'S新木場 障害者就業・生活支援センターWEL'S TOKYO  
〒101-0054 千代田区神田錦町3-21 ちよだプラットフォームスクエア CN312  
TEL 03-5259-8372 (就業担当) TEL 03-5259-8437 (生活担当)  
E-mail info@wels.jp
- ・あだちオフィス  
〒121-0831 足立区舎人4-9-13 TEL・FAX 03-5837-4495

## TALANT[八王子市]

一般事業所で就労を希望される障害者（すでに就労している障害者）の安定した就労ライフ獲得のための支援を行います。障害者手帳を活用し、障害を隠さない形（オープン）での就職を推進しています。

### 障害者の方へ

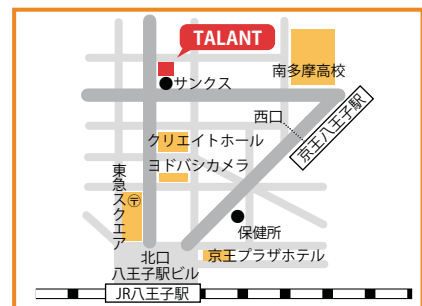
- ・新規の方はまずお電話にてご相談
- ・登録後、必要な方には基礎訓練機関を紹介
- ・一般事業所での職場実習などの機会提供
- ・ハローワークの求人情報を活用した求職活動
- ・就職前後の定着支援
- ・就職された方の当事者活動支援

### 事業主の方へ

- ・障害者雇用や実習機会の提供に関するご相談
- ・障害者雇用前後の定着に関するご相談
- ・各種障害者雇用制度の情報提供

### 紹介機関、訓練施設の方へ

- ・登録された方の情報提供（既往歴、個別評価・課題分析など）をご依頼いたします。



\*ご利用につきましては、下記連絡先までお問い合わせ下さい。

- 〒192-0081 八王子市横山町25-9 ツカキ・スクエア3階  
TEL 042-648-3278 FAX 042-648-3598 E-mail talant@mbe.nifty.com  
URL <http://www.wakakusaf.com>

## けるん [福生市]

障がいをお持ちで働くことを希望されている方に、就業とそれに関わる生活面のサポートを地域の支援機関と連携しながら行います。

また、事業主の方からの障がいのある方の雇用に関するさまざまな相談もお受けします。

### 障がいをお持ちの方へ

**相談** 障がいの状況、職業の希望などをお聞きし、一緒に支援計画を立てます。

**職業準備** 職業訓練機関などでの訓練を紹介できます。

**職場実習** 協力して頂いている事業所での職場実習を紹介できます。

**求職活動** 履歴書の書き方、面接の練習をします。ハローワークと連携し仕事を探します。

**職場定着** 就職後も継続して働けるように相談や、職場訪問などのサポートを行います。



### 事業主の方へ

障がい特性の説明、雇用管理サポート、各種雇用制度の情報提供を行います。

\*ご利用につきましては、下記連絡先までお問い合わせ下さい。

〒197-0022 福生市本町94-9 山本ビル1F

TEL・FAX 042-553-6320

E-mail info@cairn-ysc.jp

URL <http://www.cairn-ysc.jp/>

## 区市町村障害者就労支援事業

区市町村障害者就労支援事業を行う就労支援センターには、就労支援コーディネーター、生活支援コーディネーター及び地域開拓促進コーディネーターがいます。

障害者の就労支援と生活支援を一体的に行うことで、地域で働くことを支援します。在宅の障害者、現在福祉的就労をしていて将来一般就労を目指している障害者、障害者を現在雇用しているが、コミュニケーションがうまくいかないなど悩んでいる企業等を対象としています。

また、地域開拓促進コーディネーターが、個人に着目した支援とは別に就労希望者を積極的に掘り起こしていくとともに、企業側に障害者雇用へのアプローチを行っています。

### 就労面の支援

- 職業相談
- 職場定着支援
- 就職準備支援
- 離職時の調整
- 職場開拓及び離職後の支援
- 職場実習支援

### 生活面の支援

- 日常生活の支援
- 安心して職業生活を続けられるための支援
- 豊かな社会生活を築くための支援
- 将来設計や本人の自己決定支援

区市町村障害者就労支援事業実施地区（平成24年6月現在）49区市町 [P56~58参照]

地域開拓促進コーディネーター配置地区（平成24年6月現在）31区市

相談等は、お住まいの区市町村障害者就労支援センターまで  
事業に関するお問い合わせは、福祉保健局障害者施策推進部自立生活支援課へ

## 各種訓練機関等

障害者の就職を支援する制度に職業訓練があります。訓練を行う都内の都立職業能力開発センターでは、施設のバリアフリー化に努め、障害者の訓練生の受入れを進めています。（詳細は**各都立職業能力開発センター**もしくは**ハローワーク**にお問い合わせください。）

また、東京障害者職業能力開発校では、一般の職業能力開発センターで訓練を受けることが困難な身体障害者と、知的障害者の方のための職業訓練を行っています。中央・城北職業能力開発センター板橋校、城南職業能力開発センター及び城東職業能力開発センター足立校では、知的障害者の方のための職業訓練を行っています。さらに（公財）東京しごと財団障害者就業支援課では、障害者の身近な地域で多様な委託先を活用した職業訓練を行っています。

事業主の方においては、ぜひ、これらの訓練修了生の採用や、委託訓練の受託についてご検討ください。また、すでに仕事についている障害者の職業能力向上のための受託訓練も行っていますので、ぜひご相談ください。

## 東京障害者職業能力開発校

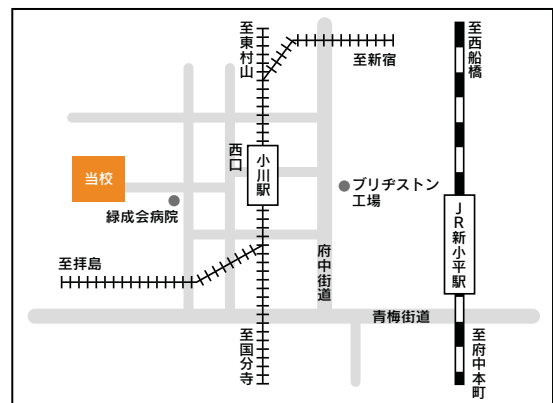
職業能力開発センターで訓練を受けることが困難な身体障害者と知的障害者を対象に職業訓練を実施しています。身体障害者で通校が困難な方のために、寮を備えています。

〒187-0035 小平市小川西町2-34-1

TEL 042-341-1411（代表）

FAX 042-341-1451

- 入校は4月（オフィスワーク科は4月・10月）
- 訓練期間は1年間（情報システム科は2年間、オフィスワーク科は6ヶ月間）
- 申し込みは住所地を管轄するハローワークにて応募してください。応募者には入校選考を行います。
- 授業料は無料。
- 修了時には、ハローワークと連携して就職の相談・支援をします。



### 科目内容

#### 情報系

情報システム科  
(2年)

#### ビジネス系

ビジネス経理科・ビジネス文書科  
ビジネス養成科

#### 医療・福祉事務系

医療総合事務科  
介護保険事務科

#### グラフィックメディア系

カラーDTP科  
編集デザイン科

#### 機械・図面系

機械製図科  
CADオペレータ科

#### ものづくり系

スキルワーク科  
製品モデリング・製品塗装・製パン

#### 実務作業系

(知的障害者対象)  
実務作業科

#### 短期ビジネス系

オフィスワーク科  
(6ヶ月)

このほか、重度視覚障害者対象のOA実務科を都内の重度視覚障害者専門の教育訓練機関に委託して実施しています。

その他、詳細は**東京障害者職業能力開発校**もしくは**ハローワーク**にお問い合わせ下さい。  
なお、訓練修了生の採用をご検討の際は、ハローワークにおいて求人を受け付けていますので、ご相談下さい。

## 都立職業能力開発センター

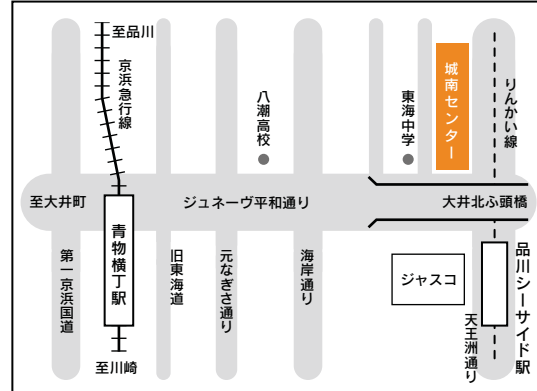
軽度の知的障害者の方のための職業訓練を実施しています。

### 中央・城北職業能力開発センター板橋校



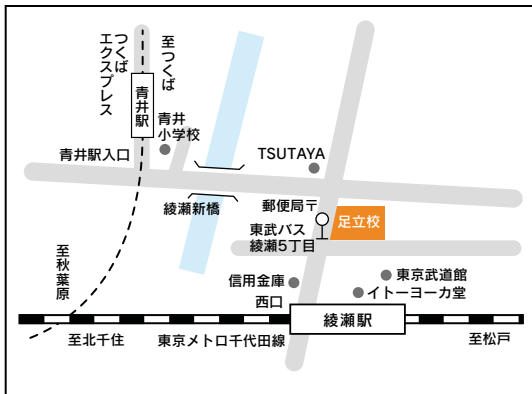
〒174-0041 板橋区舟渡2-2-1  
TEL 03-3966-4131 (代表)  
FAX 03-3966-3161

### 城南職業能力開発センター



〒140-0002 品川区東品川3-31-16  
TEL 03-3472-3411 (代表)  
FAX 03-3450-1864

### 城東職業能力開発センター足立校



〒120-0005 足立区綾瀬5-6-1  
TEL 03-3605-6146 (代表)  
FAX 03-3605-6124

- 入校は4月
- 訓練期間は1年間
- 申し込みは住所を管轄するハローワークにて応募してください。ただし、中学・高校・特別支援学校(盲・ろう・養護)を卒業予定の方が応募するときは、学校を通じて申し込んでください。応募者には入校選考を行います。
- 授業料は無料。
- 修了時には、ハローワークと連携して就職をあっせんします。

### 科目内容

### 実務作業系

(知的障害者)  
実務作業科

その他、詳細は上記都立職業能力開発センターもしくはハローワークにお問い合わせください。  
なお、訓練修了生の採用をご検討の際は、ハローワークにおいて求人を受け付けていますので、ご相談ください。

都立職業能力開発センターでは、主に中小企業で働いている方を対象にスキルアップや資格試験受験対策のための短期講習を行っています。なお、東京障害者職業能力開発校においても、短期の技能講習を行っていますのでご利用ください。

※障害者手帳をお持ちの方は授業料、テキスト代が免除になります。

詳細は各都立職業能力開発センター または 産業労働局雇用就業部能力開発課へ

## (公財) 東京しごと財団 障害者就業支援課

(公財) 東京しごと財団 障害者就業支援課では、地域の就労支援機関等と連携し、障害者の方の就業促進を図るためのセミナーや就業相談会、就職後の職場定着を支援するための企業等へのジョブコーチ派遣等、様々な事業を行っています。

また、民間企業等を活用し、就職に必要な知識・技能や実践的な作業能力を習得するための職業訓練を行っています。

〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター内  
TEL 03-5211-2681 (代) FAX 03-5211-2329  
URL <http://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>

### ■総合コーディネート事業

障害者の一般就労に向けて、関係機関との連携を取りながら雇用・就業に関する各種事業を行います。

#### ◎普及啓発

- ・情報発信：シンポジウムやパネル展示の開催
- ・意見交換会：地域障害者就労支援機関との意見交換
- ・セミナー：保護者や中小企業・特例子会社に向けたセミナーの開催
- ・機関紙発行

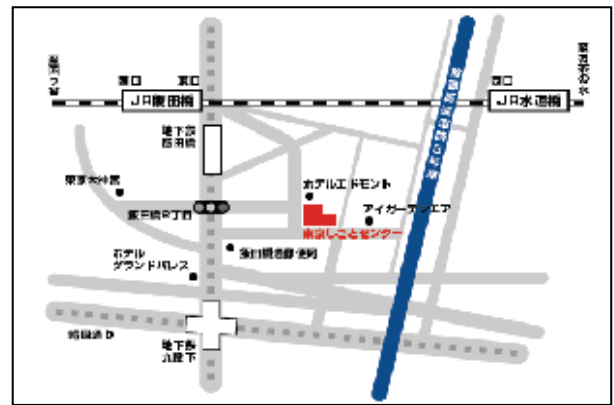
#### ◎就業総合相談 総合相談の実施

#### ◎雇用促進に向けたコーディネート

- ・就活セミナー：少人数で就活等のノウハウを習得
- ・交流会・見学会：障害者雇用企業の見学と交流
- ・企業合同説明会：障害者と企業の面談の場を設定
- ・企業情報連絡会：雇用課題等について自由な意見交換
- ・職場体験実習：実習協力企業の募集・紹介、保険等の適用

#### ◎職場定着支援

東京ジョブコーチによる職場定着支援の実施



**お問い合わせ：障害者就業支援課 コーディネート事業係**

TEL 03-5211-2682 FAX 03-5211-5463

### ■東京ジョブコーチ支援事業

初めて障害者を雇用する企業や既に障害者を雇用している企業等に、都独自の「東京ジョブコーチ」を派遣し、障害者の作業適応支援や職場内の環境調整など職場定着支援を実施します。

#### ◎支援対象となる方

原則として都内在住・在職の障害のある方で、支援が必要と認められる方。

#### ◎支援する内容

支援対象者の職場での作業適応支援や、その他職場内の環境調整を行い、職場への定着を援助します。事業主やご家族への支援等も含まれます。

#### ◎支援ができる日数

1支援対象者あたり延べ20日程度。

**支援に関するご相談：社会福祉法人 東京都知的障害者育成会 東京ジョブコーチ支援室**

TEL 03-5386-7057 FAX 03-3371-8221

## 障害者の態様に応じた多様な委託訓練

障害のある方が、就職に必要な基礎的知識や技能を身につけ、雇用の促進が図られるよう、企業をはじめ社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等、地域の多様な委託先（訓練機関）で職業訓練を行います。

### 《訓練コースの種類》

#### 知識・技能習得訓練コース（原則3ヶ月以内、標準訓練時間：月当たり100時間）

民間教育訓練機関、社会福祉法人やNPO法人等を委託先として、就職に必要な基礎的な知識・技能の習得を図ります。

##### 《訓練事例》

- 仕事に必要なパソコン講座
- 帳簿処理とパソコン経理
- DTP、名刺作成
- 受付、警備
- 介護補助員養成 など

#### 障害者向けデュアルシステム（原則6ヶ月以内、標準訓練時間：月当たり100時間）

民間教育機関、社会福祉法人やNPO法人等を委託先として、就職に必要な知識・技能の習得とビジネスマナー等の講座、職場実習による実践的な職業能力の習得を一体的に行います。

##### 《訓練事例》

- 仕事に必要なパソコン技術の習得をふまえた情報処理サービス業務
- 日常清掃の基本技能の習得をふまえた飲食店舗における補助的業務 など

#### 実践能力習得訓練コース（原則3ヶ月以内、標準訓練時間：月当たり100時間）

企業等を委託先として、事業所現場を活用して実際の業務に即した作業実習を実施し、実践的な職業能力の習得を図ります。

##### 《訓練事例》

- 社内便や宅急便の仕分けの作業
- 建物や施設の清掃作業
- 店舗の清掃や商品の袋詰め
- 事務補助作業 など

#### eラーニングコース（原則3～6ヶ月、標準訓練時間：月当たり100時間）

在宅就業支援団体等を委託先として、通所が困難な重度身体障害者の方を対象に、インターネットを通じてIT技能の習得を図ります。

##### 《訓練事例》

- ホームページ等Webコンテンツ作成
- 画像処理／作成講座 など

#### 在職者訓練コース（原則3ヶ月以内、訓練時間：12時間以上160時間以内）

民間教育機関、企業等を委託先として在職者（休職中の者を除く。）の方を対象に、雇用継続を図るために必要な知識・技能の習得を図ります。

### 《訓練の受講を希望される方は・・・》

**都内ハローワークの障害者担当窓口でお申込み下さい。**

※在職者訓練コースは（公財）東京しごと財団委託訓練推進班へ直接お申し込み下さい。

- ・受講料は無料ですが、通所に係る交通費、昼食代等の自己負担があります。
- ・訓練手当の支給はありません。

### 《訓練の実施にご協力いただける企業・団体などの方は・・・》

**ハローワーク又は下記の委託訓練推進班までご相談下さい。**

- ・実施可能な訓練内容を登録していただき、訓練の実施が可能な場合、（公財）東京しごと財団と委託訓練の契約を締結し、訓練を実施していただきます。
- ・訓練修了後、訓練機関に対し、訓練委託料をお支払いいたします。（委託料は訓練コースにより異なります。）

※訓練を実施した障害者の雇用についてもご検討ください。（求人申込が必要になります。）

**訓練の実施にあたり、ご協力いただける企業、団体を募集しています。**

詳細は（公財）東京しごと財団 障害者就業支援課 委託訓練推進班まで

TEL 03-5211-2683 FAX 03-5211-2680

URL <http://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>



## 東京都心身障害者福祉センター

東京都心身障害者福祉センターは、法に基づく身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所として、区市町村等への専門的な知識及び技術を必要とする相談、指導業務や医学的、心理学的、職能的判定（補装具等の処方・適合判定）、身体障害者手帳、愛の手帳の発行や東京都重度心身障害者手当の支給等を行っています。

■ 就労支援については、疑問点や困難ケースについての地域支援機関からの相談に応じるほか、身体障害、知的障害、高次脳機能障害の方の職業評価を行います。障害による制限、就労の準備状態はできているかどうか、どのような仕事が良いのか、課題は何かなどについて、就労支援室への通所による評価を地域の就労支援機関の依頼により行っています。また、区市町村及び地域の就労支援機関の支援員の技術の向上や支援ノウハウの習得を目的とする研修会を開催しています。

### ■ 高次脳機能障害者支援普及事業

平成18年11月より障害者自立支援法に基づく高次脳機能障害者支援普及事業の支援拠点として高次脳機能障害者の支援を積極的に進めています。支援の柱は相談支援、支援ネットワークの構築、都民等への広報、普及・啓発、人材養成です。

### 高次脳機能障害をもつ人の就労準備支援プログラム

東京都心身障害者福祉センター就労支援室では、高次脳機能障害者を対象とした、職業準備性を高めるためのプログラムを実施しています。模擬的な職務課題を使った評価やトレーニングのほか、障害者雇用についての学習、障害を理解するための当事者同士のグループワークなどを活用して、その人らしい働き方を見つける支援をしています。

本所	〒162-0052 新宿区戸山3-17-2 TEL 03-3203-6141 FAX 03-3203-6185 URL <a href="http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shinsho/index.html">http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shinsho/index.html</a>
多摩支所	〒186-0003 国立市富士見台2-1-1 TEL 042-573-3311 FAX 042-576-5295
<p>☆ 高次脳機能障害専用電話相談 03-3200-0077（平日午前9時から午後4時）</p> <p>☆ とうきょう高次脳機能障害インフォメーション URL <a href="http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shinsho/kojino/index.html">http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shinsho/kojino/index.html</a></p>	

## 東京都立（総合）精神保健福祉センター

東京都内には都立の総合精神保健福祉センター（中部、多摩）及び精神保健福祉センター（下谷）の3つのセンターがあり、地域精神保健福祉活動への支援、精神障害者の社会復帰にむけての支援、都民のこころの健康づくりなどを行っています。

就労関連では就労を希望する精神障害者の相談・援助（下記の通所訓練等）、雇用主、事業所への技術援助や関係機関の研修、社会適応訓練事業での協力事務所・保健所・利用者への援助等を行っています。

### 〈就労を目的とした通所訓練事業〉

中部総合精神保健福祉センターでは求職のための「ワークトレーニングコース」と復職を目的とした「うつ病リターンワークコース」を行っています。（週5日）

多摩総合精神保健福祉センターでは通所訓練部門で、40歳以下の方を対象に就労から復職まで個別のニーズに応じた段階的なトレーニングを行っています。（週4日）

名 称	所在地・電話番号	担当地区
東京都立中部総合精神保健福祉センター <a href="http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/chusou/index.html">http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/chusou/index.html</a>	〒156-0057 世田谷区上北沢2-1-7 TEL 03-3302-7711	区部西部 *コースの申込は全てこちら
東京都立多摩総合精神保健福祉センター <a href="http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/tamasou/index.html">http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/tamasou/index.html</a>	〒206-0036 多摩市中沢2-1-3 TEL 042-371-5560	多摩地域
東京都立精神保健福祉センター <a href="http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/sitaya/index.html">http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/sitaya/index.html</a>	〒110-0004 台東区下谷1-1-3 TEL 03-3842-0946	区部東部 及び 島しょ

\*ワークトレーニングコース  
うつ病リターンワークコース

詳細は、各センターもしくは福祉保健局精神保健・医療課へ

## 東京都発達障害者支援センター 〈TOSCA（トスカ）〉

東京都内に住む、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥/多動性障害などの発達障害のある人、その家族、関係機関・施設からの電話相談及び来所面接による各種支援を行います。

### 主なサービス内容

#### 1) 相談支援

医療・保育・教育・就労・福祉などの、関係する施設・機関の情報提供や、対応についてのアドバイスなど、問題解決に向けて電話相談、来所相談を実施します。

#### 2) 発達支援

発達支援を希望する場合は、本人の状態をみながら、家族及び所属集団における養育・療育の方針や具体的な援助計画・方法などを助言します。

#### 3) 就労支援

面談等を通じて本人の状況を確認し、必要に応じて就労支援機関との連携を図ります。

〒156-0055 世田谷区船橋1-30-9

TEL 03-3426-2318 FAX 03-3706-7242

E-mail [tosca@kisenfukushi.com](mailto:tosca@kisenfukushi.com) URL <http://www.tosca-net.com>

詳細は、当センターもしくは福祉保健局精神保健・医療課へ

## 都立特別支援学校

東京都教育委員会では、都立特別支援学校の児童・生徒の社会参加を目指し、これからの生活に必要な知識や技能等を育成する職業教育の充実を図り、企業等のニーズに適切に応える人材育成に努めています。また、企業の皆様に都立特別支援学校生徒の雇用及びインターンシップの受入れをお願いしています。既に受入れていただいた企業からは、障害の理解が進んだ、職場の雰囲気明るくなった、人権意識が高まった、等の感想をいただいています。一層の御理解と御協力をお願いいたします。

### インターンシップについて

生徒が授業の一環として、企業において実際に業務を体験させていただく取組です。グループでの職場見学や1日の職場体験、数週間にわたり一人で勤務させていただくなど、様々なインターンシップを展開しています。企業の皆様にも、障害について理解を深めていただけるよい機会となります。ぜひ、インターンシップに御協力ください。

### <対応可能な業務例>

#### 視覚障害

視覚障害は一般的に情報収集の障害と言われます。見えにくさには個人差がありますが、生徒一人一人の状況に応じて、視覚以外の情報収集手段（パソコンやインターネット環境、歩行誘導設備等）を保障することで、能力を発揮し、就労することが可能です。

##### 【主な就労先の業務内容】

あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師、企業内ヘルスキーパー等

#### 聴覚障害

コミュニケーションを図ることに困難さがありますが、障害の特性を理解し、筆談・電子メール・ファクシミリ等を用いた配慮をしていただければ、様々な職務に就くことが可能です。

##### 【主な就労先の業務内容】

事務、印刷、製図・図案、自動車等製造、食品製造等

#### 肢体不自由

通勤や社内での移動、仕事のスピード等生徒一人一人への支援内容や配慮事項が異なります。生徒はインターンシップ等で学習を積み重ねることで、能力を発揮できるようになり、着実に業務を遂行出来るようになります。

##### 【主な就労先の業務内容】

庶務・入力事務等

#### 知的障害

必要な支援は生徒一人一人異なりますが、作業工程を細分化・単純化することや、写真や図を活用して見本を示し、繰り返し練習することで業務を覚えることが出来ます。

##### 【主な就労先の業務内容】

庶務・入力事務等、包装・梱包等の物流作業、ビルクリーニング、レストラン等での調理補助

都立特別支援学校の就労支援については東京都特別支援教育推進室へ

## 【参考】知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校高等部の設置について

東京都教育委員会は、平成16年11月に策定した「東京都特別支援教育推進計画」において、知的障害が軽い生徒を対象とした新しいタイプの特別支援学校高等部の設置計画を示しました。新しいタイプの特別支援学校高等部は主に中学校の通常の学級や特別支援学級から進学してくる知的障害が軽い生徒等を対象とし、将来の職業的自立に向けた専門的な教育を充実しました。

第一次実施計画（平成16年11月策定）では3校の設置を計画し、開校しています。

第二次実施計画（平成19年11月策定）では、新たに2校の設置を予定しています。

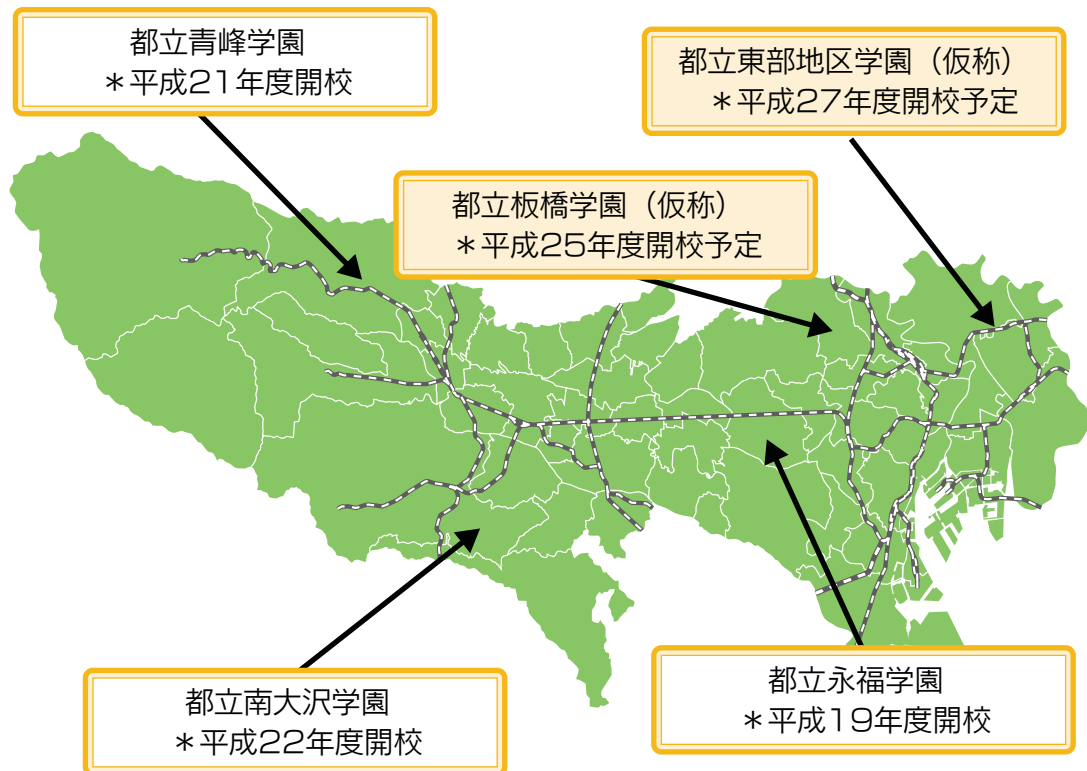
### ○第一次実施計画（平成16年11月策定）

永福学園	平成19年開校
青峰学園	平成21年4月開校
南大沢学園	平成22年4月開校

### ○第二次実施計画（平成19年11月策定）

板橋学園（仮称）	平成25年4月開校予定
東部地区学園（仮称）	平成27年4月開校予定

詳細は、[教育庁都立学校教育部特別支援教育課](#)へ



# 7

## 連絡先一覧

### 東京労働局

職業安定部職業対策課 障害者雇用対策係	〒102-8305 千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎12階	03 (3512) 1664
------------------------	--	----------------

### ハローワーク（公共職業安定所）

ハローワーク（公共職業安定所）			管轄区域
飯田橋	〒112-8577 文京区後楽1-9-20	03(3812)8609	千代田・中央・文京・島しょ
上野	〒110-8609 台東区東上野4-1-2	03(3847)8609	台東
品川	〒105-0012 港区芝大門1-3-4 芝大門ビル	03(3433)8609	港・品川
大森	〒143-8588 大田区大森北4-16-7	03(5493)8609	大田
渋谷	〒150-0041 渋谷区神南1-3-5	03(3476)8609	渋谷・世田谷・目黒
新宿	(歌舞伎町庁舎) 〒160-8489 新宿区歌舞伎町2-42-10	03(3200)8609	新宿・中野・杉並
池袋	(池袋庁舎) 〒170-8409 豊島区東池袋3-5-13	03(3987)8609	豊島・板橋・練馬
王子	〒114-0002 北区王子6-1-17	03(5390)8609	北
足立	〒120-8530 足立区千住1-4-1 東京芸術センター6~8階	03(3870)8609	足立・荒川
墨田	〒130-8609 墨田区江東橋2-19-12	03(5669)8609	墨田・葛飾
木場	〒135-8609 江東区木場2-13-19	03(3643)8609	江東・江戸川
八王子	〒192-0904 八王子市子安町1-13-1	042(648)8609	八王子・日野
立川	〒190-8509 立川市錦町1-9-21	042(525)8609	立川・国立・小金井・昭島・小平・東村山・国分寺・東大和・武蔵村山
青梅	〒198-0042 青梅市東青梅3-12-16	0428(24)8609	青梅・福生・あきる野・羽村・西多摩郡
三鷹	〒181-8517 三鷹市下連雀4-15-18	0422(47)8609	三鷹・武蔵野・西東京・東久留米・清瀬
町田	〒194-0022 町田市森野2-28-14 町田合同庁舎1階	042(732)8609	町田
府中	〒183-0045 府中市美好町1-3-1	042(336)8609	府中・稲城・多摩・調布・狛江

## 労働基準監督署

労働基準監督署			管轄区域
中央	〒112-8573 文京区後楽1-9-20 飯田橋合同庁舎 6・7階	03(5803)7384	千代田・中央・文京・島しょ
上野	〒110-0008 台東区池ノ端1-2-22 上野合同庁舎 7階	03(3828)6711	台東
三田	〒108-0014 港区芝5-35-1 産業安全会館 3階	03(3452)5475	港
品川	〒141-0021 品川区上大崎3-13-26	03(3443)2598	品川・目黒
大田	〒144-8606 大田区蒲田5-40-3 月村ビル 8・9階	03(3732)0172	大田
渋谷	〒150-0041 渋谷区神南1-3-5 渋谷神南合同庁舎	03(3780)6542	渋谷・世田谷
新宿	〒160-0023 新宿区西新宿7-5-25 西新宿木村屋ビル 4階	03(3361)2501	新宿・中野・杉並
池袋	〒171-8502 豊島区池袋4-30-20 豊島地方合同庁舎 1階	03(3971)1250	豊島・板橋・練馬
王子	〒115-0045 北区赤羽2-8-5	03(3902)6003	北
足立	〒120-0026 足立区千住旭町4-21 足立地方合同庁舎 4階	03(3882)1187	足立・荒川
向島	〒131-0032 墨田区東向島4-33-13	03(3614)4144	墨田・葛飾
亀戸	〒136-8513 江東区亀戸2-19-1 カメラプラザ 8階	03(3685)5121	江東
江戸川	〒134-0091 江戸川区船堀2-4-11	03(3675)2125	江戸川
八王子	〒192-0046 八王子市明神町3-8-10	042(642)5296	八王子・日野・稲城・多摩
立川	〒190-8516 立川市錦町4-1-18 立川合同庁舎 2階	042(523)4475	立川・昭島・府中・小金井・小平・東村山・国分寺・国立・武蔵村山・東大和
青梅	〒198-0042 青梅市東青梅2-6-2	0428(22)0285	青梅・福生・あきる野・羽村・西多摩郡
三鷹	〒180-8518 武蔵野市御殿山1-1-3 クリスタルパークビル 3階	0422(48)1161	三鷹・武蔵野・調布・西東京・狛江・清瀬・東久留米
町田	〒194-0022 町田市森野2-28-14 町田地方合同庁舎 2階	042(724)6881	町田

## 障害者に関する各種施策、相談等

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構	〒261-8558 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-2	043(213)6000
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 中央障害者雇用情報センター	〒130-0022 墨田区江東橋2-19-12 墨田公共職業安定所 5階	03(5638)2792
東京障害者職業センター	〒110-0015 台東区東上野4-27-3 上野トーセイビル 3階	03(6673)3938
東京障害者職業センター多摩支所	〒190-0012 立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル 5階	042(529)3341
東京高齢・障害者雇用支援センター	〒130-0022 墨田区江東橋2-19-12 墨田公共職業安定所 5階	03(5638)2284

## 都立職業能力開発センター

中央・城北職業能力開発センター	〒112-0004 文京区後楽1-9-5	03(5800)2611
高年齢者校	〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター10~12F	03(5211)2340
板橋校	〒174-0041 板橋区舟渡2-2-1	03(3966)4131
赤羽校	〒115-0056 北区西が丘3-7-8	03(3909)8333
城南職業能力開発センター	〒140-0002 品川区東品川3-31-16	03(3472)3411
大田校	〒144-0044 大田区本羽田3-4-30	03(3744)1013
城東職業能力開発センター	〒136-0071 江東区亀戸9-6-27	03(3683)0341
江戸川校	〒132-0021 江戸川区中央2-31-27	03(5607)3681
足立校	〒120-0005 足立区綾瀬5-6-1	03(3605)6146
台東分校	〒111-0033 台東区花川戸1-14-16	03(3843)5911
多摩職業能力開発センター	〒196-0033 昭島市東町3-6-33	042(500)8700
八王子校	〒193-0931 八王子市台町1-11-1	042(622)8201
府中校	〒183-0026 府中市南町4-37-2	042(367)8201

## 障害者訓練施設等

東京障害者職業能力開発校	〒187-0035 小平市小川西町2-34-1	042(341)1411
(公財)東京しごと財団 障害者就業支援課	〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター8F	03(5211)2681

## その他の能力開発施設

名称・所在地・電話番号/FAX番号	対象者	訓練職種	訓練期間	訓練開始月
(社福) 日本盲人職能開発センター 〒160-0003 新宿区本塩町10-3 03(3341)0900/03(3341)0967	視覚障害者	OA実務科 事務処理科	1年	4月
			6ヶ月	随時
			3ヶ月	随時
(財) 障害者職能訓練センター 〒166-0012 杉並区和田1-5-18 アテナビル2F 03(3381)2289/03(3381)2289	障害者全般	OA事務科	1年	4月
			2年	4月

## 障害者就業・生活支援センター

ワーキング・トライ	〒174-0072 板橋区南常盤台2-1-7	03(5986)7551
アイキャリア	〒158-0091 世田谷区中町2-21-12 なかまちNPOセンター306号	03(3705)5803
オープナー	〒186-0003 国立市富士見台1-17-4	042(577)0079
WEL'S TOKYO	事務局 〒101-0054 千代田区神田錦町3-21 ちよだプラットフォームスクエアCN312 あだちオフィス 〒121-0831 足立区舎人4-9-13	事務局 03(5281)2345 あだちオフィス 03(5837)4495
TALANT (タラント)	〒192-0081 八王子市横山町25-9 ツカキ・スクエア3階	042(648)3278
けるん	〒197-0022 福生市本町94-9 山本ビル1階	042(553)6320

## 区市町村障害者就労支援センター

千代田区	千代田区障害者就労支援センター	〒102-0074	千代田区九段南1-2-1	03(3264)2153
中央区	中央区障害者就労支援センター	〒103-0004	中央区東日本橋2-27-12 両国郵便局合同建物内	03(3865)3889
港区	みなと障がい者福祉事業団	〒105-0014	港区芝1-8-23 港区立障害保健福祉センター5F	03(5439)8062
新宿区	新宿区勤労者・仕事支援センター 就労支援部就労支援課 障害者等就労支援担当	〒160-0022	新宿区新宿7-3-29 新宿ここから広場しごと棟1階	03(3200)3316
文京区	文京区障害者就労支援センター	〒112-0003	文京区春日1-16-21 文京シビックセンター(文京区役所内)	03(5803)1814
台東区	台東区障害者就労支援室	〒111-0036	台東区松が谷1-4-12 松が谷福祉会館6階	03(3847)6431
墨田区	すみだ障害者就労支援総合センター	〒130-0021	墨田区緑4-25-4	03(5600)2004
江東区	江東区障害者就労・生活支援センター	〒135-0016	江東区東陽4-11-28 江東区役所内	03(3699)0325
品川区	障害者就労支援センター げんき品川	〒141-0032	品川区大崎4-11-12	03(5496)2525



目黒区	目黒障害者就労支援センター	〒152-0001	目黒区中央町2-32-5 スマイルプラザ中央町1階	03(5794)8180
大田区	大田区立障害者就労支援センター	〒146-0092	大田区下丸子4-6-16	03(5732)3775
世田谷区	世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ 就労相談室	〒156-0055	世田谷区船橋5-33-1	03(3302)7927
	世田谷区就労障害者生活支援センター クローバー	〒154-0004	世田谷区太子堂2-15-1 野村三軒茶屋ビル8階	03(5787)4355
	世田谷区就労障害者生活支援センター分室 そしがや	〒157-0072	世田谷区祖師谷3-1-3	03(5494)5581
	世田谷区障害者就労支援センターしごとねっと	〒154-0004	世田谷区太子堂2-15-1 野村三軒茶屋ビル8階	03(3418)1432
渋谷区	渋谷区障害者就労支援センターハートバレーしゅがや	〒150-0041	渋谷区神南1-19-8 勤労福祉会館内	03(3462)2513
中野区	中野区障害者福祉事業団	〒165-0026	中野区新井2-8-13	03(3388)2941
杉並区	杉並区障害者雇用支援事業団(ワークサポート杉並)	〒168-0072	杉並区高井戸東4-10-26	03(5346)3250
豊島区	豊島区障害者就労支援センター	〒170-0011	豊島区池袋本町1-6-12	03(3985)8330
北区	就労支援センター北 ドリームヴィ	〒114-0034	北区上十条2-1-12	03(3906)7753
	就労支援センター北 わくわくかん	〒115-0044	北区赤羽南2-6-6 スカイブリッジビル地下1階	03(3598)3337
荒川区	荒川区障害者就労支援センターじょぶ・あらかわ	〒116-0003	荒川区南千住1-13-20	03(3803)4510
板橋区	板橋区障がい者就労支援センター	〒174-0063	板橋区前野町4-16-1 おとしより保健福祉センター1F	03(3968)9900
練馬区	練馬区障害者就労促進協会	〒176-0012	練馬区豊玉北6-15-14 共栄ビル402号	03(3557)8182
足立区	足立区障がい福祉センター雇用支援室	〒121-0816	足立区梅島3-31-19	03(5681)0133
葛飾区	葛飾区障害者就労支援センター	〒124-0012	葛飾区立石5-27-1 男女平等推進センター2階	03(3695)2224
江戸川区	江戸川区立障害者就労支援センター	〒133-0061	江戸川区篠崎町1-107-3	03(5636)5270
八王子市	八王子市障害者就労・生活支援センター ふらん	〒192-0904	八王子市子安町1-8-3 コーポ森1F	042(642)0080
立川市	自立生活センター・立川就労支援部門	〒190-0023	立川市柴崎町2-10-16 オオノビル2F	042(525)0879
武蔵野市	武蔵野市障害者就労支援センターあいる	〒180-0022	武蔵野市境2-11-3 フォレイヤーハトーヴ1階	0422(50)0255
三鷹市	三鷹市障がい者就労支援センターかけはし	〒181-0013	三鷹市下連雀4-15-18	0422(27)8864
青梅市	青梅市障害者就労支援センター	〒198-0042	青梅市東青梅1-2-5 東青梅センタービル3階	0428(25)8510

府中市	府中市立心身障害者福祉センター 地域生活・就労支援事業 み～な	〒183-0026	府中市南町5-38	042(360)1312
昭島市	昭島市障害者就労支援センター クジラ	〒196-0003	昭島市松原町3-6-7 アートヒルズ105	042(569)6433
調布市	調布市障害者地域生活・就労支援 センター ちょうふたぞう	〒182-0024	調布市布田2-29-1	042(487)4552
	調布市こころの健康支援センター 就労支援室ライズ	〒182-0024	調布市布田5-46-1	042(426)9161
町田市	町田市障がい者就労・生活支援 センター りんく	〒194-0013	町田市原町田4-24-6 せりがや会館1階	042(728)3161
	町田市障がい者就労・生活支援 センター レッツ	〒194-0013	町田市原町田4-24-6 せりがや会館1階	042(728)3162
小金井市	小金井市障害者就労支援センター エンジョイワーク・こころ	〒184-0013	小金井市前原町3-41-15	042(387)9866
小平市	小平市障害者就労・生活支援 センター ほっと	〒187-0001	小平市大沼町2-404-3	042(316)9078
日野市	日野市障害者生活・就労支援 センター くらしごと	〒191-0043	日野市平山2-1-1	042(843)1345
東村山市	東村山市障害者就労支援室	〒189-0014	東村山市本町1-1-1	042(313)3794
国分寺市	国分寺市障害者就労支援センター	〒185-0024	国分寺市泉町2-3-8 国分寺市障害者センター内	042(300)1500
国立市	国立市役所健康福祉部 しょうがいしゃ支援課相談係就労支援担当	〒186-0003	国立市富士見台2-47-1	042(576)2111
福生市	福生市障害者自立生活支援センター すてっぷ	〒197-0004	福生市南田園2-13-1 福祉センター内	042(539)3217
狛江市	狛江市障がい者就労支援センター サポート	〒201-0013	狛江市元和泉2-35-1 あいとびあセンター内	03(5438)3533
清瀬市	清瀬市障害者就労支援センター ワークル・きよせ	〒204-0021	清瀬市元町1-9-14	042(495)0010
東久留米市	東久留米市障害者就労支援室 「さいわい」	〒203-0052	東久留米市幸町3-9-28	042(477)3100
	東久留米市障害者就労支援室 「あおぞら」	〒203-0052	東久留米市幸町3-7-7 ロワ・ヴェール6号館101号	042(476)2625
武蔵村山市	武蔵村山市障害者就労支援 センター とらい	〒208-0023	武蔵村山市伊奈平1-64-1	042(560)7839
多摩市	多摩市障害者福祉協会 就労支援事業	〒206-0032	多摩市南野3-15-1 多摩市総合福祉センター5F	042(311)2324
稲城市	稲城市障害者総合相談センター マルシェいなぎ	〒206-0802	稲城市東長沼2107-3 ヒルテラス稲城103	042(379)9234
羽村市	羽村市障害者就労支援センター エール	〒205-0023	羽村市神明台1-27-4	042(570)1233
あきる野市	あきる野市障がい者就労・生活 支援センター あすく	〒197-0814	あきる野市二宮670 秋川健康会館1階	042(532)1793
西東京市	西東京市障害者就労支援センター 一歩	〒188-0011	西東京市田無町4-17-14	042(452)0095
瑞穂町	瑞穂町障害者就労支援センター	〒190-1211	西多摩郡瑞穂町大字石畑2008 ふれあいセンター1F	042(568)0139

## 労働相談情報センター

### ■電話相談（随時）

東京都ろうどう110番 0570-00-6110

月～金曜日 AM 9:00～PM 8:00（祝日及び12月29日～1月3日を除く）

土曜日 AM 9:00～PM 5:00（祝日及び12月28日～1月4日を除く）

■来所相談（予約制） ●担当区域（会社所在地）に応じて、各事務所が月曜から金曜日の午前9時から午後5時（終了時間）まで実施しています。（祝日及び12月29日～1月3日は除く）

窓口	所在地	電話	担当区域(会社所在地)	夜間
労働相談 情報センター (飯田橋)	〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター9F	03(3265)6110	千代田区、中央区、新宿区、渋谷区、 中野区、杉並区、島しょ	月曜 金曜
大崎 事務所	〒141-0032 品川区大崎1-11-1 ゲートシティ大崎 ウエストタワー2F	03(3495)6110	港区、品川区、目黒区、大田区 世田谷区	火曜
池袋 事務所	〒170-0013 豊島区東池袋4-23-9	03(5954)6110	文京区、豊島区、北区、荒川区 板橋区、練馬区	木曜
亀戸 事務所	〒136-0071 江東区亀戸2-19-1 カメラプラザ7F	03(3637)6110	台東区、墨田区、江東区、足立区、 葛飾区、江戸川区	火曜
国分寺 事務所	〒185-0021 国分寺市南町3-22-10	042(321)6110	立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、 昭島市、小金井市、小平市、東村山市、 国分寺市、国立市、福生市、東大和市、 清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、羽村市 あきる野市、西東京市、西多摩郡	月曜
八王子 事務所	〒192-0046 八王子市明神町3-5-1	042(645)6110	八王子市、府中市、調布市、町田市、 日野市、狛江市、多摩市、稲城市	水曜

★夜間来所相談（予約制） ●夜間は、各事務所が担当曜日に午後8時（終了時間）まで実施しています。（祝日及び12月29日～1月3日は除く）

●予約制のため、必ず事前に予約をしてください。

★土曜来所相談（予約制） ●土曜日は、飯田橋で午前9時～午後5時（終了時間）まで実施しています。（祝日及び12月28日～1月4日は除く）

●予約制のため、必ず事前に予約をしてください。

## 東京都心身障害者福祉センター

東京都心身障害者福祉センター	〒162-0052 新宿区戸山3-17-2	03(3203)6141
東京都心身障害者福祉センター多摩支所	〒186-0003 国立市富士見台2-1-1	042(573)3311

## 東京都立（総合）精神保健福祉センター

東京都立中部総合精神保健福祉センター	〒156-0057 世田谷区上北沢2-1-7	03(3302)7711
東京都立多摩総合精神保健福祉センター	〒206-0036 多摩市中沢2-1-3	042(371)5560
東京都立精神保健福祉センター	〒110-0004 台東区下谷1-1-3	03(3842)0946

## 発達障害者支援センター

東京都発達障害者支援センター(TOSCA)	〒156-0055 世田谷区船橋1-30-9	03(3426)2318
-----------------------	------------------------	--------------

## 都立特別支援学校の就労支援については

東京都特別支援教育推進室	〒162-0817	新宿区赤城元町1-3	03(5228)3433
--------------	-----------	------------	--------------

## 都立特別支援学校（高等部設置校） 視覚障害特別支援学校

文京盲学校	03(3811)5714	八王子盲学校	042(623)3278
-------	--------------	--------	--------------

## 聴覚障害特別支援学校

中央ろう学校	03(5301)3034	立川ろう学校	042(523)1358
葛飾ろう学校	03(3606)0121		

## 肢体不自由特別支援学校

光明特別支援学校	03(3323)8421	江戸川特別支援学校	03(3653)7355
小平特別支援学校	042(342)1671	北特別支援学校	03(3906)2321
城南特別支援学校	03(3734)6308	城北特別支援学校	03(3883)7271
村山特別支援学校	042(564)2781	町田の丘学園	042(737)0570
大泉特別支援学校	03(3921)1381	八王子東特別支援学校	042(646)8120
墨東特別支援学校	03(3634)8431	多摩桜の丘学園	042(374)8111
永福学園	03(3323)1380	あきる野学園	042(558)0222
府中けやきの森学園	042(367)2511	青峰学園	0428(32)3811

## 知的障害特別支援学校

青鳥特別支援学校	03(3424)2525	王子特別支援学校	03(3909)8778
八王子特別支援学校	042(621)5500	武蔵台学園	042(576)7491
しいの木特別支援学校	0436(66)2789	七生特別支援学校	042(591)1095
町田の丘学園	042(737)0570	矢口特別支援学校	03(3759)6715
羽村特別支援学校	042(554)0829	墨田特別支援学校	03(3619)4852
江東特別支援学校	03(3615)2341	中野特別支援学校	03(3384)7741
足立特別支援学校	03(3850)6066	清瀬特別支援学校	042(494)0511
葛飾特別支援学校	03(3608)4411	港特別支援学校	03(3471)9191
石神井特別支援学校	03(3929)0012	白鷺特別支援学校	03(3652)4151
板橋特別支援学校	03(5398)1221	田無特別支援学校	042(463)6262
あきる野学園	042(558)0222	田園調布特別支援学校	03(3721)6861
永福学園	03(3323)1380	青峰学園	0428(32)3811
多摩桜の丘学園	042(374)8111	南大沢学園	042(675)6075
練馬特別支援学校	03(5393)3524	府中けやきの森学園	042(367)2511

## 区役所、市役所、町村役場

千代田区	03(3264)2111	八王子市	042(626)3111	羽村市	042(555)1111
中央区	03(3543)0211	立川市	042(523)2111	あきる野市	042(558)1111
港区	03(3578)2111	武蔵野市	0422(51)5131	西東京市	042(464)1311
新宿区	03(3209)1111	三鷹市	0422(45)1151	瑞穂町	042(557)0501
文京区	03(3812)7111	青梅市	0428(22)1111	日の出町	042(597)0511
台東区	03(5246)1111	府中市	042(364)4111	檜原村	042(598)1011
墨田区	03(5608)1111	昭島市	042(544)5111	奥多摩町	0428(83)2111
江東区	03(3647)9111	調布市	042(481)7111	大島町	04992(2)1441
品川区	03(3777)1111	町田市	042(722)3111	利島村	04992(9)0011
目黒区	03(3715)1111	小金井市	042(383)1111	新島村	04992(5)0240
大田区	03(5744)1111	小平市	042(341)1211	神津島村	04992(8)0011
世田谷区	03(5432)1111	日野市	042(585)1111	三宅村	04994(5)0981
渋谷区	03(3463)1211	東村山市	042(393)5111	御蔵島村	04994(8)2121
中野区	03(3389)1111	国分寺市	042(325)0111	八丈町	04996(2)1121
杉並区	03(3312)2111	国立市	042(576)2111	青ヶ島村	04996(9)0111
豊島区	03(3981)1111	福生市	042(551)1511	小笠原村	04998(2)3111
北区	03(3908)1111	狛江市	03(3430)1111		
荒川区	03(3802)3111	東大和市	042(563)2111		
板橋区	03(3964)1111	清瀬市	042(492)5111		
練馬区	03(3993)1111	東久留米市	042(470)7777		
足立区	03(3880)5111	武蔵村山市	042(565)1111		
葛飾区	03(3695)1111	多摩市	042(375)8111		
江戸川区	03(3652)1151	稲城市	042(378)2111		

## 都庁代表

〒163-8001  
新宿区西新宿2-8-1

代表 03 (5321) 1111

障害者の就業促進については	産業労働局 雇用就業部 就業推進課	内 37 - 725
職業能力開発センターについては	産業労働局 雇用就業部 能力開発課	内 37 - 851
技能の振興（アビリンピック）については	産業労働局 雇用就業部 能力開発課	内 37 - 821
労働相談情報センターについては	産業労働局 雇用就業部 労働環境課	内 37 - 652
地域での障害者の就労支援及び生活支援については	福祉保健局 障害者施策推進部 自立生活支援課	内 33 - 250
発達障害者の支援については	福祉保健局 障害者施策推進部 精神保健・医療課	内 33 - 171
都立特別支援学校の学校設置計画等については	教育庁 都立学校教育部 特別支援教育課	内 53 - 274
東京都の融資制度・産業力強化融資については	産業労働局 金融部 金融課	内 36 - 831

### ホームページ一覧

東京都庁	<a href="http://www.metro.tokyo.jp/">http://www.metro.tokyo.jp/</a>
東京都産業労働局	<a href="http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/">http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/</a>
東京都福祉保健局	<a href="http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/">http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/</a>
東京都教育委員会	<a href="http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/">http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/</a>
東京労働局	<a href="http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/">http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/</a>
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	<a href="http://www.jeed.or.jp/">http://www.jeed.or.jp/</a>
TOKYOはたらくネット	<a href="http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/">http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/</a>
東京障害者職業能力開発校	<a href="http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/school/handi/">http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/school/handi/</a>
(公財)東京しごと財団 障害者就業支援課	<a href="http://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/">http://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/</a>
ハローワークインターネットサービス	<a href="https://www.hellowork.go.jp/">https://www.hellowork.go.jp/</a>
しごと情報ネット	<a href="http://www.job-net.jp/">http://www.job-net.jp/</a>

# 8

## 索引

※障害者雇用を支援する様々な機関についてはP36の一覧をご確認ください。

### あ行

- あ アスベルガー症候群→発達障害  
アビリンピック ……38
- い 委託訓練 ……20, 48
- お オーダーメイド型障害者雇用サポート事業 ……30

### か行

- か 学習障害（LD）→発達障害
- き 企業グループ算定特例 ……9
- こ 高次脳機能障害 ……17  
広汎性発達障害→発達障害  
高齢・障害・求職者雇用支援機構 ……37  
雇用義務制度 ……8

### さ行

- さ 在宅勤務 ……19  
在宅就業支援団体等活性化助成金 ……29
- し 視覚障害者 ……15  
事業協同組合等算定特例 ……9  
肢体不自由者 ……15  
自閉症→発達障害  
重度障害者等多数雇用施設設置等助成金 ……28  
就労移行支援事業 ……13  
就労継続支援事業 ……13  
障害者雇用促進法 ……8～10  
障害者雇用調整金→障害者雇用納付金制度  
障害者雇用納付金制度 ……24  
障害者職業生活相談員 ……22  
障害者自立支援法 ……11～13  
除外率制度 ……9  
職場支援従事者（職場支援パートナー）配置助成金 ……28  
職場体験実習 ……21, 47  
ジョブコーチ ……39  
（東京ジョブコーチ） ……21, 47
- す ステップアップ雇用 ……34
- せ 精神障害者 ……16  
精神障害者雇用安定奨励金 ……27

### た行

- ち 知的障害者 ……16  
注意欠陥多動性障害（ADHD）→発達障害  
聴覚・言語障害者 ……15
- と 東京ジョブコーチ ……21, 47  
東京都障害者雇用優良企業登録事業 ……32  
東京都中小企業障害者雇用支援助成金 ……30  
特定求職者雇用開発助成金（特開金） ……26  
特例子会社制度 ……9  
特例子会社等設立促進助成金 ……27  
トライアル雇用 ……34

### な行

- な 内部障害者 ……16  
難治性疾患患者雇用開発助成金 ……26  
難病 ……17  
納付金→障害者雇用納付金制度

### は行

- は 発達障害 ……18  
発達障害者雇用開発助成金 ……26  
報奨金→障害者雇用納付金制度  
法定雇用率 ……8

TOKYOはたらくネット

<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp>

雇用・就業情報をはじめ、労働に関する様々な知識や情報が入手できます。

● 労働相談Q&A ～トラブル解決のポイントをわかりやすく～

日頃、労働相談情報センターに寄せられている労働相談の中から代表的な質問について取り上げ、対応策などを回答しています。

● 労働関係のイベント・セミナー、職業訓練の情報等

都が実施する労働関係のイベントやセミナーへネット上で参加申し込みができます。また、各職業能力開発センターの情報がわかります。

● 『障害者雇用促進ハンドブック』は、TOKYOはたらくネットでもご覧いただけます。

## 障害者雇用事例リファレンスサービス

障害者雇用における課題に対して解決の参考となる全国の事業所の取組事例等をホームページで紹介しています。業種や障害ごとに検索することができます。

<http://www.ref.jeed.or.jp/>

詳細は(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構雇用開発推進部へ



TOKYO 2020  
CANDIDATE CITY



2020年 オリンピック・  
パラリンピックを日本に!

平成24年9月発行 登録(24)51

[編集・発行] 東京都産業労働局雇用就業部就業推進課

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1

[印刷] 敷島印刷株式会社

R70  
当紙/UV配合率70%再生紙を使用